

平成 2 7 年第 2 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 2 日目)

平成 2 7 年 6 月 2 3 日 (火曜日)

午前 9 時 3 0 分開議

第 9 一般質問

○出席議員（１０名）

１番 上 原 豊 茂 君
 ３番 河 端 芳 恵 君
 ５番 工 藤 弘 喜 君
 ７番 川 村 進 君
 ９番 堤 三樹磨 君

２番 須 河 徹 君
 ４番 山 田 日出夫 君
 ６番 余 湖 龍 三 君
 ８番 西 森 信 夫 君
 １０番 西 山 由美子 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鉏 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
上下水道課長・建設課長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
幼稚園・保育園・子育て支援 センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
選 挙 管 理 委 員 長	仁 木 範 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 森 谷 勇 君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第9、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

2番、須河徹議員の発言を許します。

須河議員。

○2番（須河 徹君） 2番、須河です。通告書に従いまして、私の質問を始めさせていただきますと思います。

まずは、本年度の町政執行方針により、1点目の質問といたしまして、町の財政の現状と今後の財政の対応について伺いたいと思います。

方針の中で町長1期目は、^{ひっばく}逼迫した財政の立て直しに取り組み、2期目では、特別養護老人ホーム静寿園の増床、ゆめゆめ館の建設等に取り組みました。訓子府町は「教育と福祉」が基本であります。3期目の初年度において、大変、国・道の補助金等が厳しい中、建設事業について、その財政、対策も含め、町長の考え方を伺いたいと思います。

それぞれの建設ならびに財源については、理解をすべき事項と思いますが、しかしながら近年、国の地方財源縮小、ならびに大変理解しがたい先の見えづらい政策の中、訓子府町の財源も、人口減少による地方交付税の減少、また、農業も含めまして、各産業の衰退による町民税の減収等、大変厳しい財政になるのは明白でございます。このような状況の中、私どもはほしいものと必要なものは同じにはならないと、それぞれ身の丈に合わせたもの、身の丈に合うものを選ぶこと、これが基本となるものではないかと思うわけでございます。そして、今期これらの事業は必要なものと理解するわけでございますが、その財源および建設経費等が十分に精査されている中で実行されているか、その過程および今後の予定についてお尋ねしたいと思います。

まず、1点目は、財政の安定と建設事業財源確保について、どのようにされていくのかお聞きしたいと。

2点目につきましては、スポーツセンター建て替え検討、図書館建て替えの準備、多機能型グループホームの建設、長寿会館建設と、多くの事業があげられておりますが、それらについての検討、また協議すべき事項について伺いたいと思います。

この2点について、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行方針について 建物建設における財源について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目に「財政の安定化と建物建設財源確保の考え方」についてのお尋ねがございました。

本町の財政状況につきましては、平成27年6月定例議会補正後の一般会計歳入予算総額に占める地方交付税が47.1%、町税や基金繰入金等の自主財源が25.7%、歳入の70%以上を国などに依存しているある種脆弱な財政基盤にあります。

地方自治法では、会計年度独立の原則として当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって賄うことが規定され、地方財政法でも地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならない、ただし、公共施設の建設に関する歳出については地方債をもってその財源とすることができると規定されているところです。

なお、平成13年度からは地方交付税特別会計の原資不足を補てんするため臨時財政対策債の発行可能額、平成22年度からは過疎地域の市町村が取り組むソフト事業に過疎地域自立促進特別事業債の発行上限額が許可されるなど、地方財政法の例外規定が法制化されている状況でもあります。

そういった中、建物等建設につきましては、事業費が多額になることもあり経常的事業への影響を少なくするために、国や北海道などの補助金、交付金を導入し、町の持ち出し分については地方債や特定目的基金からの繰り入れによる財源確保が必要となります。

一方では、財政運営は町政運営の重要な柱であり、執行方針でも触れさせていただいておりますけれども、私が就任以来8年間で地方債現在高が約27億円減少、地方債償還金の負担割合である実質公債費比率が7.2ポイント改善するなど財政状況は好転の兆しを見せていると感じていますが、今後の大型の投資に向けても将来につながる財政運営を心がけてまいりますのでご理解願います。

2点目に「スポーツセンター建て替え検討、図書館建て替え準備、多機能グループホーム建設、長寿会館建設事業における、検討すべき事項」についてのお尋ねがありました。

平成27年度町政執行方針では4点目の「教育の町・訓子府にふさわしい町づくり」の中でスポーツセンターの建て替えの検討、図書館の建て替え準備を進めることを記載し、3期目のスタートにあたり「すべての町民にやさしい」ことを実現するための政策として多機能型グループホーム建設や長寿会館の建設を掲載しています。

各施設の事業化にあたっては、さまざまな角度からの検討が必要となります。既に耐震診断調査では地震時の強度が不足する結果となったスポーツセンターは、3月の第1回定例町議会一般質問で建て替えの必要があることをお答えしており、関係団体等との協議を進め事業規模、財源の検討を行うこととしていますが、国の補助金、交付金が予算の関係も含めて非常に厳しい状況にあります。

加えて、図書館振興計画策定委員会から提言され、図書館整備基本計画によって建設準備が進められている図書館の財源につきましては、国の補助制度がないこともあり、今後関係機関への既存制度の拡充や新制度創設の要請を、場合によっては政治的なお力添えをいただきながら全力で進めてまいりたいと考えています。

また、多機能型グループホーム建設、長寿会館建設につきましては、今任期中に実施する政策としてあげさせていただきましたので、今後関係機関や議会の皆さまと協議した中で進めてまいりますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 須河議員。

○2番（須河 徹君） ただいま、ご返答をいただきました。その中でスポーツセンターについて1点お伺いしたいと思います。スポーツセンターにつきましては、耐震基準の検査により、非常に危険な状況にあるということで建て替えも含めて検討していくということでございますが、ただいまの答弁の中で交付金が予算の関係も含めて非常に厳しい状況にありますと。これは建て替えをしていくというふうにとらえればいいのか、まだかなり検討の余地があるにとらえればいいのかお聞きしたいということが1点と、今現在スポーツセンターを利用されているわけでございますが、この耐震基準、震度5か6か、これがいつくるかという状況もわからない中での利用につきまして、非常にその部分をどう判断されて使われているのか、そのことについても質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私のほうから1点目についてお答えをさせていただきます。

スポーツセンターの耐震結果は、既にご存じのとおりかなり厳しいものがございます。震度5強の地震がきたときには倒壊の危険性もあるという診断結果というふうに私自身は理解しております。その点でいきますと建て替えをしないで現状の中学校、小学校、訓子府高等学校の体育館を利用するという方法はもちろんございますけれども、今のスポーツ人口や日頃頑張っておられる子どもたちや成人の方々の状況をみますと、できるだけ早く建設をしていかなければならないというのが私自身の今、認識でございますので、いずれにいたしましても今日その診断結果が出たから明日建て替えるということにはあまりにも厳しすぎますので、できるだけ早くということでご理解いただいたらいいのではないかと。

財政の推計の中では今、事業費相当額を12億円というふうにとらえています。これは資材費の高騰等が膨れてきますと昨日答弁しましたように14億円、15億円というお金が出てくるんじゃないか。これを今現在、基金の約40億円、貯金の40億円から全額これを持っていくということについては、非常に将来的な不安を私は持っていると思います。例えば文部科学省の補助などを使っていきますと1億3,200万円の補助金しかありません。それで例えば地方債、過疎債等々の借金をしていきますと11億6千万円ほどの起債の借入れが必要になってくる。借金をしなければならない。一般財源が3,940万円ということですから、今、文部科学省の補助金の率でいくと、そういう今答弁をさせてもらっていますけれども、さらにもっと有利な補助金がないのか等々含めて検討に今入っておりますので、これらの見通しを立てて関係する省庁や、あるいは代議士等にも要請をしながら、できるだけ可能な限り補助金等をもってきながら建設をより早く現実的なものにしていくというのが今の私どもが考えている状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 2点目の耐震不足でのスポーツセンターの使用の関係でございますけど、町長申し上げたように耐震診断の結果、震度5強以上の地震があった場合は倒壊の危険性が高いという診断をされたところでございます。新耐震法というのが昭和56年から施行されて、それ以前の建物全部に言えることなんですけど、絶対に問題がないとは言えませんが、内部協議の結果、安全性に配慮しながら建て替えまではスポーツの利用も含めた利用をさせるということ、今現在そういうことになっております。そのため

に災害時のための避難訓練だとか、特に現在は職員や管理人がおりますけど、Ｊアラートという全国瞬時警報システムということがございますけど、それらを携帯電話などに登録して地震緊急連絡があった場合には全館放送して素早く避難誘導するなどの安全確保の対策をとっているところですし、これからもその辺の安全配慮をしながら建て替えまでは利用させていきたいと思っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 須河議員。

○２番（須河 徹君） ただいま答弁いただきましたように、スポーツセンターについては、今のように人の命に関わるような状況にあるということを十分理解した中で早期にやはり建設を進めるべきだと思っているわけでございます。

しかし、その中でやはり財源につきましては、１２億円程度の予算をもっているが資材等の状況によっては１４億円、１５億円という可能性もあるということでございます。その中、やはりこれはちょっと話はずれるかもしれませんが、我々ＪＡの中でも新しい施設、玉ねぎ施設も何か今検討しているわけでございますが、９９億円ほどの予算で今スタートしておりますが、最終的には多分１０億円、１５億円ほどのものは削っていかねばならないという状況にあると思います。そうでなければＪＡにおいて組合員の経営がもたないということもありますし、当然、町においても１２億円から１４億円、そのことは非常に必要な金額だと思いますが、やはり内容について、しっかりと精査していただきたいと思います。精査していただくことと、このことは、スポーツセンターについては、しっかりと早期につくるということでございますので、理解しておりますので、早く進めていただきたいと思うところでございます。

それから、安全には十分配慮してあるということでございますが、本当に想定外の状況が起こり得るということでございますので、やはり健康、介護、教育のまちである訓子府がそういう事故がないように最善の努力をしていただきたいと思う次第でございます。

次に、図書館についてのことでございますが、非常に今、図書館の建て替え等におきまして、土地の準備等もできているわけでございますが、今、小学校、中学校の中でパソコン、インターネット、それからスマホによる通信等において、子どもたちが非常に電子化に向けて教育の中でもされておりますし、十分使いこなせる子どもたちが大人になるのではないのかなと思うわけでございます。そんな中、今の図書館の建て替えにおきましてですね、紙ベースの図書館で組み立てられていくのか、やはり電子化を進めて、電子図書、タブレット図書等を増やしていかれるのか、その点、１点お聞きしたい。

また、これから若者の子どもたちの人口が減少していく中で、高齢者が多くなるという状況の中で、やはり高齢者が利用しやすい、読みやすい、ｉＰａｄであれば文字の拡大、それから音声等も含めまして、耳の不自由な方でも聞こえる、読み聞かせもしていただけるというような状況もあります。そういう電子化について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 図書館については、教育長もしくは図書館長のほうから答弁をさせていただきますが、それらも関連してスポーツセンターのことで幾分、状況を少しお話しさせていただいたほうがいいかなということで答弁させていただきます。

まず、例えば前提として今、国の予算をちょっと考えていただきたい。今、日本の国の

財政状況からみると1千兆円を超える借金を抱えています。これはもうご存じのとおりです。今年度の予算ですけれども、27年度予算は54兆円です。それに比べて歳出が96兆円、先の54兆円というのは収入の話です。歳出が96兆円ですから、残る42兆円はどこからもってくるかという借金です。どんどん債券を発行して、このような状況が日本の財政というのは今どんどん続いているということで、まずご理解いただきたい。その点でいいますと、社会保障関係では、所得の多い人から収入を得ていくという考え方は当然これからしていかなきゃならないでしょうし、逆に言うとリーマンショック以降の特別措置をあれした地方財源の支出についても打ち切っていかなければならない状況がきているだろうと。さらにまた、既得権がらみのいろんな難題がありますけれども、新設はやめていく、そして維持管理のほうを強めていくというのが大体国のこれからの方向として私は出てくるんじゃないかなというふうに思っています。その点でいくと交付税も含めて大変厳しい状況になるということは、まずご理解をいただきたいですし、その中で、とは言っても、どうして国が54兆円の収入に対して、96兆円の歳出を組まなきゃならないのかということをもう1回考えてみますと、このことは決して健全なことではないと言いながら、その時代、時代にやらなければならないことを一定の借金をしながらも実施していくというのが行政のまた責任でもあるし役割ではないのか、そのバランスが非常に難しい。これは我々の財政の抱えている、地方の訓子府町の懐を考えてみても、貯金を増やし、借金を減らしてきた。この関係をこれからもできるだけ維持可能にしていくということが私たちは非常に求められているんじゃないかなというところで、その辺の今、検討を厳しく行っているということが状況であります。これは図書館に関連しても同じことが言えると思います。

もう1点で言いますと、例えばより多くの公共施設をやるときに町民の皆さんの意見を聞くべきだと。昨日、工藤議員からもそういう意見がありましたし、同じようなことを私は答弁させていただいています。意見を聞くと、例えばスポーツセンター運営審議会とか関係機関に聞くと、やはりこういう意見が多く出てくるわけです。バレーコートは2面でバックをもっと広げてほしい、危険だと。バスケットも2面やらせてほしい。インターバルトレーニングを2階のところでやれるような施設を建てるべきだ。武道館も含めて併設できるようなことをぜひやってほしいと。こういう意見が出てくるわけです。これはもっともな意見です。しかし、現状の建物だけの規模だけでも先ほど言った12億円強のお金がかかるのに、今スポーツの振興をしている、役割を担ってくれる方々の意見を聞くと、さらにその事業費は国内大会でも誘致できるようなものにしてほしいということを考えていくと、その規模は非常に膨らんでいく。ここのバランスをどうしていくのか、これはある意味では大ナタを振るって現状維持ということでご理解いただくのかということとは、これからの非常に町民の方々と丁寧な説明と我々の方針を明確にしながらしていかなきゃいけない。もちろん今の高齢化時代の中で健康、福祉に関するスポーツの関係も配慮していかなきゃならないということもありますから、非常にその点では昨日の河端議員の質問からも、いつやるかと、それを今言えないでいるというのが、私たちは非常に慎重な検討の結果、住民に改めてスポーツセンターに例えればこういうかたちでもっていきたい。議会にも説明し、そしてご理解をいただきながら具体的なやはり検討に、そして実施に向けてのスタートを切るということが今の状況だということをご理解いただきたいと思いま

す。

図書館のほうは教育委員会のほうに。

○議長（上原豊茂君） 図書館長。

○図書館長（三好寿一郎君） 図書館の電子化という意味合いの中で、2点ご質問ございました。

まず、子どもたちに関してですけども、この今の高度情報化の時代の中で子どもたちもパソコン、スマホ、タブレットなど、そういうものに触れる機会というのは非常に多くなっております。これは小学生の子どもにとっても避けてとおれないようなものではないかというふうには考えております。その中で図書館では今現在、活字を主体とした俗に言う先ほど言っておりました紙ベースですね、図書資料を中心とした資料の収集等を行っておりますけども、今後、将来的な考え方といたしましては、やはり電子辞書、それから視聴覚資料等も含んだ中での電子化、これは避けてとおれないであろうと、子どもたちも容易に図書館の中でそれらのものに触れられるような環境は整えていかなければならないのではないかというふうには考えております。

それから、高齢者の利用の関係ですけども、今現在におきましても大活字本ですとか、そういうものは置いてはいるんですが、今現在、先ほど言いましたとおり活字ベースの図書館ですので、今後は俗に言う*デージー（DAISY）資料、例えば視覚的な中で活字ではなくてタブレットですとかパソコンを使った中で文字を拡大して見れるもの、もしくは録音をして、それを聞いていただくですとか、そういうことも含めた中で今後整備をしていかなければならないであろうというふうには今現在考えております。

○議長（上原豊茂君） 須河議員。

○2番（須河 徹君） まず、図書館のほうの答弁からいけばですね、非常に訓子府町の町民の文化、やはりそういうものを支えているのが、これまでもやはり図書館というのが非常に大きな柱であったと感じているわけでございます。その図書館がですね、今後の建て替え等に関しまして、今のような町民の年齢差、それから、高齢者に対して、やはり使いやすい、文化を維持できる、そういうような図書館になっていただければなどと思っております。

それと町長から答弁いただきましたスポーツセンターの精査についてでございますけども、非常に町民の皆さんのご意見を聞いていただく中では、どんどんどんどん大きくなっていくと、非常にそれは現実だと思うわけでございます。

そこで、あえて苦言と言いますか、私がなぜこの質問をしたかということに対しましては、ちょっとご説明したいと思いますけども、私はやはり昨年、静寿園ですか、その増築にあたりましてですね、行政として2億6千万円の支援をされているわけでございますが、その内容的には個室10室、ショートステイ2室、それから休憩所とあるわけでございまして、個室1室1名の計10名、ショート1室1名が2名ということは12名ということでございます。これを単純に人数割りしますと2千数百万円が1室かかっているわけでございます。2千数百万円かかるということは、ひょっとすると新築の家1軒建つのかなという感覚でございましてですね、いろんな事情があつてこういう予算になって、こういうことがやむを得ずされたんじゃないかということは理解しているわけでございますが、なかなか1室で家1軒ということの、これは単純に割り返した計算だけでございますけど

も、そういうことに対して非常にやはり理解しがたい状況にあるということでございます。やはり行政においては、今後そういうところに対して町民に対してやはり細かい説明もより一層必要なのかなと思うところでございます。

次に、2点目の質問なんですけども、まちづくりについて伺いたいと思います。

まちづくりについては、さまざまな手法、考え方がある中で商店街の再生、発展をもとにした対策、考え方をお聞きしたいと思っております。

町長が昨年暮れの北海道新聞に「地方創生、小さな自治尊重して」の表題で記事が掲載されました。

創成会議に期待もあるが、T P Pの妥協内容によっては、農業への影響が大きく出ると。地方創生も地方自治もなくなってしまうと。また、T P Pが妥協されれば、そういうものは確実になくなっていくんだという旨のことが書かれておりまして、「国は小さな自治を尊重する地方創生であるべきだ」と掲載されておりました。

全国的にも問題となる人口減少から始まる地方消滅に伴い、我が町の課題、対策、考え方をお伺いしたいと思います。

まず1点目には、行政財源、福祉介護、子育て教育等の基盤財源を確保するためには、人口減少の緩和対策が必要であり、そのためにやはり住民の増加が必要不可欠な課題となるのではないかと思います。その対策と考え方をお尋ねしたい。

また、2点目は、近年、商店街が大変疲弊していると。シャッターを閉められた店が多くなっているということで、この状況を改善し、商店街で選ぶ、買う、そういう楽しさを提供できる魅力ある商店街振興対策というのがあれば考え方をお尋ねしたい。

3点目に、ファーマーズマーケット夢ミール、I 倶楽部、うしや乳業プロジェクト、野菜倶楽部、その他、若者たちがそれぞれ地域のために挑戦し、頑張っているわけですが、彼らの発展ならびにもし起業するという意思があるグループに対しては、今後どのような方向性を持っておられるのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一般質問の大きな2点目に答える前に先の1点目の質問で最後に須河議員がおっしゃったことについての若干の説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

須河議員が特別養護老人ホームの増床についての感じ方をお話いただきました。これは財政の地方公共団体独特の財政をちょっとご理解いただかなきゃいけない。一つは、建設費が2億7千万円かかっている。10床とショートステイ2床と一部分のデイサービスを増やしたということでもあります。単純に計算しますと12ですから、2億7千万円を12で割ると2千数百万円のお金がかかると。そうすると建て替えしたほうが安上がりじゃないかということも考えて、これからの施設は精査してほしいということなんですけども、ある意味では、額面的なことをみますと、そういうふうに見えるんですけども、実はこの2億7千万円のほとんどは起債、借金、うちの一般会計から出しているのではなくて、ほとんど借金です。地方債です。しかも過疎債です。過疎債というのは、この2億7千万円を借金したら70%は後から返ってきます。すなわち1億5千万円からのお金が国から交付税として戻ってくるという仕組みなんです。だから実質的にお金を出すというのは3割しかないということですから9千万円ぐらい。そうすると逆に割り返していきますと非常

に有利な財政制度を国、あるいは地方自治体は持っているということで、これはやはりご理解をいただきたい。その上で補助金等があればなおかつよかったんですけども、この個室増床については補助制度がないということで起債借り入れを行政として議会ともご相談しながら決断したという結果でございますので、一般的な建てる、かかった、そして一戸当たりという計算ではできない財源の裏といいましょうか、そういう仕組みがあるということも一方ではご理解いただきたいということで、あえて答弁をさせていただきました。

改めて、議長。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行方針について 商店街の再生、発展と共にあるまちづくりについて」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「行政財源、福祉介護、子育て教育の基盤確保のため、人口の減少を緩和して、人口増加が必要となるが、その対策と考え方」についてのお尋ねがございました。

昨年5月に日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、全国に向け地域の人口減少に関する衝撃的な報道発表を行い、全国各地各自治体で地方創生、人口減少緩和策などが議論されているところでありますけれども、本町では昭和32年をピークに人口減少が始まり昭和50年までに急激に人口が減少しております。高度経済成長期の都会への労働力の集約、相次ぐ農地法の改正や農業機械化が要因と言われています。

その後の経済安定期は、人口維持をしたもののバブル期から再度減少に転じております。

なお、実践会地区人口は、高度経済成長期は、全人口と同様に急激に減少し、その後の経済安定期においても減少が続いている状況にあり、農業従事者においても実践会人口と同様の減少傾向を示しているところです。

この間、本町でも人口減少緩和に向けたさまざまな政策を実施し一部で緩和している年もありますが、管内の市部においても同様の、すなわち北見市、網走市、紋別市においても同様の傾向であり、若年者の人口流出などにより人口のダム機能が大きく低下している状況であります。

そういった中では、人口増加の特効薬の選択肢は少なく本町独自の子育て支援対策や国で定めた「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業を効果的に実施することで、中長期にわたり人口減少を緩和させることが必要と考えています。

また、私は基幹産業の農業を力強い産業に育て、福祉、教育施策を中心に実施し、人口減少に向かっても「こどもたちの笑顔が輝く」足腰の強いまちづくりを目指してまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目の「近年、商店街が疲弊し、町民自らが選び、買う楽しさを提供できる商店街再生の振興策とその考え方」についてのお尋ねがございました。

現在、道道沿いの中心商店街には、空き店舗として10件発生し、衣料品店とはきもの店については、店舗がない状況となっており、お年寄りなどの買い物弱者にとって、大変不便な状況となっておりますので、「不足業種の誘致」と「集会所、ギャラリー」などの非商業施設の整備も重要であると考えているところであります。

また、事業者の高齢化、後継者難などの構造的な課題を抱えている状況ととらえているところです。

このような状況は、本町に限らず全国、全道、そして近隣市町村においても、シャット

一商店街などと評されているように人口の減少、買い物客の町外流出、そして若い世代に普及されているインターネット販売など商業環境や生活スタイルの変化に対応が遅れている状況が考えられますので、町の振興策として3月定例町議会の当初予算で承認いただきました商工会に対する補助金として、職員5人分の人件費775万5千円、活性化対策事業費276万円の合計1,051万5千円を商工会活動費として補助し、今定例会でも商店街協同組合に対して、経営の刷新、消費の町外流出防止を目的とした補助金として、20万円の予算提案をさせていただいています。

このように二つの組織に対し、総額1千万円を超える補助金を交付するなど、今後も継続的な支援を行っていきたいと考えております。

さらに、商店街を含めた町全体の振興策としては、住環境リフォームの促進、年末大売り出しの景品に対する助成、プレミアム付商品券の発行など、さまざま活性化対策を行っている状況にありますが、個々の商店の方々においても町民の理解につながる活動が、なお一層、必要であると考えているところであります。

現在の商店街は、多くの課題を抱えておりますが、今年から若い後継者の方々ではありますが、日本商工会議所の「小規模事業者持続化補助金」を利用する動きもあり、インターネット販売など経営形態の変化や改善が出始めてきている状況であります。

今後、商工会、商店街協同組合とも一層連携し、積極的な振興策の推進に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の「ファーマーズマーケット夢ミールなどの発展および起業支援の方策と考え方」についてのお尋ねであります。それぞれの組織で起業する場合には、町としても可能な限り協力を惜しまないと考えておりますし、6次産業化や起業をする場合にも、いろいろな方法や補助制度がありますことから問い合わせを含め、相談をしていただきたいと思っております。

現時点では、今回、名前があがっている組織から、6次産業化や起業に関して相談を受けておりませんが、組織内での理解や計画がなされたときには、積極的に協力や支援を行っていきたいと考えているところであります。

なお、6次産業化や起業に関する国などの各種補助事業に関し、新聞報道も含め、広報されておりますが、いざ進めるとなると、かなりハードルが高く、組織全体の理解や全体計画の構想が確立されていないと非常に難しいと思われますので、ファーマーズマーケット夢ミールや野菜倶楽部などで利用された町の助成事業を足がかりに、少しずつ足固めをしていきながら進められることが一番適切な事業の推進と思っております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えをしましたので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河議員。

○2番（須河 徹君） ただいま、3点のご答弁をいただき、その中でまず1点目に人口増の問題に関しましてですが、基本的には基幹産業の農業に力を注いでしっかりと財政基盤をつくるんだというお考えだと理解したわけですが、農業の現状につきましてではですね、非常に基盤も危うい状況になっているということをやはり理解いただきたいなと思うわけですが、財源確保、基盤強化のために基幹産業の農業の発展がまちづくりの基本であるということですが、本町における農業において、玉ね

ぎがやはり主なる作物となっているわけですが、これは新聞等にも報道されておりますように、先般、国の作付指標面積が1万2,500haになったと発表されたということでございまして、実質的に北海道の作付面積は1万3,300haあり、いつなんどきですね、価格の暴落、玉ねぎの廃棄があっても不思議でない状況にあるのが現状でございまして。一度、暴落、廃棄があれば再生には5、6年かかかり、3分の1は営農に戻れない状況にもなることが予想されるわけですが。また、TPPが締結されれば耕種・酪農においても10年以内に残念なことに2分の1以下になってしまうのではないのかということも考えられるわけですが。しかし、農業全般が消滅することはなく、個人の耕作面積が増え、規模拡大が進んでいくという流れになっていくと思います。しかし、農業人口は確実に減少していくということでございまして、農業において収益の高い果菜類、特に、玉ねぎの減収により税収にも減収影響が大きく出てくるだろうという予測がされるわけですが。当然、基本である基盤整備事業については、過去においても、今現在も、そしてこれからも必要不可欠な事業でございまして、まちづくりは農業を基本にするということもよろしいんですが、やはり農業、林業、商業、工業、建設と、やはり多くの業種が一体となって人口増加を目標に総合的戦略が必要になるのではないのかなと思っている次第でございまして。ここで訓子府町にある地域の資源の何をどのように利用すればまちづくりに貢献できるのかお尋ねしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何度かお話をさせていただいておりますけれども、地方自治の本旨はやはり福祉を支援していく、福祉を支えていくということが基本でありながらも、私はそのベースにやはり基幹産業をどのように発展させながら教育や福祉の向上を図っていくかというのが基本的な考え方だというふうにお伝えしているところでございまして。その点でいいますと、きたみらいの統計でJAきたみらい農協の総会資料などを見ても、大体コンスタントに120億円の粗生産額を上げている。その中の半分は玉ねぎが占めていますし、そのほか、じゃがいもや畜産等も含めて120数億円の粗生産額を訓子府は8農協合併した中でも一番高い生産額を上げているというのは実態ではないのか。その点でいうと、私は平成24年から第4次でしょうか、担い手対策とか、畑総事業計画を立てながら10年間で国費、道費、町費も含めて120億円の予算を投入していくと。ここ数年でも10数億円の予算投入をしていきながら安定的な農業の生産を維持し向上させていくというのがやはりまちづくりの基本ベースになっているということがまず1点ご理解いただきたい。そのこと抜きに訓子府町の産業や発展はまずあり得ないというふうにとらえていいんじゃないかと思います。

2点目ですけども、それじゃ林業や工業等とは関係ないのかといたら、そんなことはないのでありまして、町有林、民有林も含めて、林業施策でさまざまな支援を新生紀森林組合等も含めて我々も補助をしたり、あるいは町有林の管理等々もやっています。今、認証材の確定も昨年させていただきましたので、これは全道的に道庁を中心にしながら東京オリンピックに向けた建設の素材に認証材を使っていこうという動きがやはりどうやらかなり強くなってきていますので、これらについてもやはり町有林や民有林の山を持っている人たちとともに進んでいかなければならないのではないのかと。その点では、日常的に町

有林等の管理を、間伐や皆伐等を、あるいは植え込み等々も含めて地ならし等も含めた継続的な山の管理というものをやはり進めていかなきゃならないし、それを発展させていきたい。

そして、さらに工業であります。かつては農業１００億円、それから工業１００億円、それから商工業１００億円という時代が２０年ほど前にありました。工業もこれに類する、なかなか私は奮闘していると思いますので、これらについても一緒になって、例えば石灰もそうですし、製造業はちょっと違いますけども、それらに関連することなども町として支援を行いながら共同でやはりしていかなきゃならないと思っています。

その点でいくと農業、工業、林業といった、こういった基幹の産業は、本町は非常に力があるというふうに恵まれておりますので、このところをやはり一つはまちづくりの将来の基本とする財産だというふうにとらえていく必要があるんでないのかというふうに思っています。

それからもちろん商業でありますけれども、この基幹産業が衰退すると私は商業等に非常に影響力を持っているということでございますから、商業は売って何ぼの話ですから、どうやって購買力を、今、国の施策で近郊にいろんな大型店舗が進出してきております。そのことによって消費動向が町外に流出している。さらにはまた、コンビニエンスストア等々が町内にも出てきておりまして、２４時間の商業関係ができてきているという状況ですから、非常に地元の小売商業は厳しいものもありますけども、一方で先ほど言いましたように買い物難民をつくってはならないという状況を考えていくと今回のシティマート訓子府店なんかにも一緒になって商工会、あるいは商店街協同組合も一緒になりながら小売商業を発展させていくということが命題ではないのかと。それに行政がどうやってやはり支援を継続して実施していくかということが求められているというところが基本的な考え方ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河議員。

○２番（須河 徹君） 今、いみじくもシティの話が出ましてですね、小売商業店と協力しながら、このまちづくりを発展させていかなければならないという答弁がございました。

私は今、国と地方、地方と中央という観点で経済の成り立ち等を考えておりますが、ある人によればですね、日本は大都市圏、約４，３００万人が住んでいると、それから、農村部、これも同じく４，３００万人が住んでいると、そしてその間にある中間部、それには４千万人ほどの人口がいるんだということも言われております。そんな中でやはり大都市部におかれましては、今言われた食料につきましては、ほとんど輸入物、それから国内の地方から集めたものを加工して食料が成り立っているという状況、それから中間部のところにおいては、その大都市部を支えるために果菜類、非常に栄養分の大きなものじゃなくてですね、果物とか、そういう非常に価格的にも高い農産物をつくって中央都市部に供給していると、残った農村部におきましては、やはりあくまで原料供給になっておりましてですね、そのものの農産物での付加価値というのは非常に低いものになっているということでございます。そんな地元で消費して地元で食べればそんなに経費等もかかるわけではございませんが、ただ今言われましたようにシティという店が来て、そこの並んでいる商品をみれば、ほとんど大都市と同じようなものを食さなければならない。このことを重点にまちづくりを進めますと以前と変わらない状況が続くのではないのかなというよう

に思うわけです。やはり農業を中心としてやっていくことにしましては、興部町のほうでテロワールという事業を立ち上げておりますね。それはやはり地産地消、やはり地元のものを地元で消費して、地元で消費するということは、少なくともシティ等の販売されている価格より安く提供できる。それは輸送費がかかっていないわけですから、それから加工費も含めてかかっていないわけですから非常に地域内では有利な食生活等が送れるというメリットもあるわけでございます。それからお金の流れにおきましてもテロワールということであれば、地元の中での循環ということが考えられるわけございまして、このまちづくりについては、この地産地消、それから地域の循環システムをつくるのが将来的にも非常に大事なものになるのではないのかなと。これからのまちづくりにおいては、そのことも一つ考えながらですね、していかなければならないのかなと思うところでございます。

非常にもう時間がなくなってきたわけでございますが、その中でいろいろまだご答弁もいただきたいんですけども、私が考えるまちづくりについて一言いわせていただきたいと思うんですけど、議長よろしいですか。

○議長（上原豊茂君） はい、どうぞ。

○2番（須河 徹君） 今の商店街につきまして、非常に疲弊^{ひへい}しているということを申し上げましたけども、今、地域の持っている状況の中でどのようにして商店街等含めてですね、やっていけるのかな。例えばですね、今、訓子府町は福祉の施設たくさんあります。その中で例えば介護機材、そういうものは訓子府町の事業の中でそこにおさめられているのかなと。これ私調べたこともないので非常に無責任な言い方になっておりますけども、もしそういうものがなければですね、新しい事業として、これだけ福祉介護の施設が多い町においてですね、地元でそういう事業を立ち上げるべきじゃないのかなと思うわけでございます。

それから、人を呼び込める店舗、商店街を目指す必要もあるなど。やはり介護、それから住居、教育等が充実している非常に優秀な町だとは思いますが、やはり買い物する場所がない、楽しめる場所がないということは非常にデメリットになっているのかなと思うところでございまして、やはり人を呼び込める店舗について十分協議していかなければならないと。

それから、商店街の閉店が相次いでいるわけでございますが、農業におきましては、新規就農ということで新しい担い手を呼び込むという政策もあるわけでございますけども、商店街においても意欲のある商業活動をしてみたいという若者が多数いると聞いています。やはりそういう方々を呼び込んでですね、行政含め地域で支援しながらですね、何とか新しい商店の立ち上げができないものかなと、思っているところでございます。

それから、高齢者、高齢者については、非常に労働生産力がないものというような判断、ただシルバー人材センターもありますから高齢者の活動も活発になってくるとは思いますが、やはりですね65歳から73歳ぐらいまでの健康な高齢者ですよ、健康な高齢者を農産物の生産、そしてその販売事業、またその加工事業等を新たな事業展開を進めていければ十分にまだまだ労働生産力が延びるのではないのかなと思うわけでございます。やはり行政、商業、工業、流通業、農業者、それらの方々の出資を得てですね、農産品の加工事業を育成するカット野菜、規格外野菜の加工、野菜パウダーの加工等をですね、やは

り地元で大きな企業を誘致するという考え方よりも、我々の地域の中でまだまだやれることがあると思います。

非常に国の政策についてはですね、適切な言葉ではないと思いますが、なかなか我々が過去にあった施策においても取り組むのが難しい、また非常に効果が上がるというのは難しい施策が数多くあるわけでございます。そんな中やはり地域再生におきましてはですね、我々自身が立ち上がって、菊池町長をはじめとする行政の皆さんが主導をとりましてですね、実施していくべきではないのかなと。特に、まち、商店街におきましては、町民の声を聞くということも大事なことだとは思いますが、しかし、これだけの現状をみて、まだ聞かないとわからないのかと、見たらわかるだろうということも一部問われているのも事実だと思います。

非常に自分勝手な話をしておりますけれども、最後に菊池町長、町政執行方針の最後のページにですね「無投票におごることなく、より『謙虚』に『誠実』な町政運営、住民自治を町民の皆さまと共に歩んでいきたい」という言葉がございました。私はもっともだと思います。それに私はもう一言付け加えていただいて、より大胆に、よりダイナミックにですね、訓子府町の発展に対していろんな案を出していくべきだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご提言を真摯^{しんし}に受け止めたいというふうに思っております。

今、人口減少問題含めて、これは小さな町だけではなくて、大きな都市も非常に深刻な問題を抱えております。私たちの年代、団塊の世代は率先して「ふるさととは遠くにありて思うもの」という考え方で東京や名古屋、大阪に出てまいりました。そして二度と帰ってはならないと。都市に出ていくことが出世のはなむけであって、花道だということを果敢に申し上げて、我々もその世代の一人であります。今その人たちが我々の世代が千葉ニュータウンや多摩ニュータウンでどんだん一戸建て住宅をもっていたり生活をする中で、どんだん高齢化して70歳代の私と同じ世代ですから、もう70歳前後になってきているということは、若者はさらに郊外に出ていったりする。あるいは都内のマンション住まいをするということも含めていくと、我々の世代が抱えている高齢者問題というのは、都市こそが深刻な状況だと。こういう点でいくと、我が国をあげて小さな町も村も都市も改めて高齢社会をどう支えていくのかということを考えていかなきゃならないだろうと。

もう一点でいいますと例えば福祉産業に力を入れるということや、あるいは宅配が必要なんではないのかということ、何度もこれは私も申し上げておりました。事実、例えば2点ほどそれらに類する仕事を自分たちで手掛けたこともありますけれども、実際には、なかなかそれは全体の中で広がっていかなかったというのが状況ではないのかというふうに思います。

それから、やはり後継者がいないということもこれは農業も同じですけども、これらの人たちは単純に儲からないからというだけではなくて、やはり学歴を身につけて、そして都市へ出ていった人たちが戻ってこない、戻さないといったほうがいいのか、戻らないといったほうがいいのか、私はそういう状況の中で今日の商店街^{こんにち}のありようがあるんじゃないのか。

しかし、座して黙っていてお客は来る状況ではないというのは商工会のさまざまな調査

をみても明らかでありますけれども、しかし、これらに対して今、先ほど申し上げましたように、インターネット販売やいろんなことを手がけていこうとする事業がみえてきております。

さらに、もう1点だけ申し上げますとJAきたみらい、私は須河議員の後半の2点というのは、私自身の悩みであるとともにJAきたみらいの課題でもあると思えてなりません。自治体で可能なこともさることながら、私は一緒になって福祉の問題も、それから今の購買や小さな野菜だとか、いろんなことありましたけども、やはり協同組合が本当に社会的な役割を果たす。そのために地方自治体と一緒にやってやるという時代がもうそこに来ているのではないかと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） これで終わるんですね。

○2番（須河 徹君） はい。

○議長（上原豊茂君） 須河議員の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） それでは時間になりましたので、次は、7番、川村進議員の発言を許します。

川村議員。

○7番（川村 進君） 7番、川村です。今回、町側ではなくて、農業委員会会長にお答えいただきたく、まず質問を始めます。

今回の私の農業委員会と訓子府町の関係についてであります。一部、町長にもお答えいただくところがありますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。

本町の農業にとって、今、後継者がいない、また、TPP問題で離農される、そういう方がたくさん出るという可能性を秘めております。そのとき、規模の大きくなる農家もありますが、土地を離れ、路頭に迷うような農家もあるかもしれません。

そこで、農地のあっせんに伴う価格はどのように決められているのか。この1点目。

2点目、あっせんによる土地代金の支払いはどう決められているのか。この2点について、農業委員会会長にお答えいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 3番目はいいんですか。

○7番（川村 進君） 3番目は町長にお答えいただきますので後からにします。

○農業委員会会長（清井 敏行君） ただいま「農業委員会と訓子府町の関係について」2点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目の「農地のあっせんに伴う価格は、どのように決められるのか」についてお答えいたします。

農地のあっせんにつきましては、農業委員会の任意業務であり、昭和50年7月から農業委員会の中に訓子府町農地適正化あっせん審議会を設置しまして、会長と副会長を別に置いて町1名、農協1名、農業委員で構成し、農地の価格および相手方を決めております。

農地のあっせん手続きといたしましては、農業委員会にあっせん申請書が提出されましたら、申請には売買か賃貸の選択をしていただき、随時農地適正化あっせん審議会を開催しております。

農地の価格決定につきましては、地域に精通した地区担当委員を中心に現地を確認し、対象農地の地番ごとに表土の深さ、土質、農地の勾配、砂利混入状況、土地改良の実施状況により、過去の売買事例を参考に仮価格を決めており、その後に、あっせん審議会の委員全員によりまして現地確認を行い、審議し、価格を決定しております。

価格が決まりましたらまず、申し出を行った土地所有者に決定価格の了解を得てから相手方を探しております。

2点目の「あっせんによる土地代金の支払いはどう決めているのか」についてお答えいたします。

あっせんによる農地売買については、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われますが、売買には二通りあり、一つは売り主と買い主が直接売買する方法と、もう一つは農業公社が間に入る「農地保有合理化事業」による売買方法があります。

売買の流れにつきましては、まず、直接売買においては、農地あっせん後、売り主および買い主が決まれば、農業委員会において農用地利用集積計画書を作成し、計画書については農業委員会総会にて審議、可決後に公告をいたします。計画書には売買価格、支払時期、支払方法等について記載しており、買い主はその支払時期までに代金を支払うこととしておりますが、一般的には作物の収穫後に支払うのが通例となっております。支払時期は11月から3月末までの期間に設定をしております。

次に、代金支払い後に農業委員会が所有権移転登記を行い、農地の権利移動が完了することとなります。

もう一つの「農地保有合理化事業」につきましては、農地購入資金がすぐに確保できない場合、一時的に農業公社が農地を買い取り、買い主に農地を一定期間賃貸借した後に売り渡す方法です。

農地あっせんにより売り主および買い主の決定後、農業公社による農地の現地確認に入り、その後、売り主、農業公社、農業委員会の3者による買い入れのための協議を行います。買入協議後に農業委員会において農用地利用集積計画書を作成し、計画書については農業委員会総会にて審議、可決後に公告を行っております。なお、計画書による代金の支払時期については、農業公社が設定した期日となっております。

公告後に農業公社が所有権移転登記を行い、農地については、いったん農業公社が所有することとなります。所有権移転登記後、売り主に売買代金を支払うこととなりますが、買入協議から代金支払いまでには最短で3か月程度かかる流れとなります。

売買代金支払い後は農業公社が買い主との賃貸借を行います。賃貸借のための農用地利用集積計画書を農業委員会が作成し、農業委員会総会において審議、可決、公告後に5年間または10年間の賃貸借契約をすることとなります。その後、賃貸借期間満了年に、農業公社が買い主へ売り渡すための手続きとなります。

手続きの流れは先ほどの売り主との直接売買と同様ですが、所有権移転登記については、農業委員会が行うこととなっております。

以上、お尋ねの2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い

い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 川村進議員。

○7番（川村 進君） 今いろいろお話いただいて、私ちょっと理解できないようなところがありますが、この価格が今回、問題になっているところがあります。どのような流れかと言いますと、土地代金を払って全部終わってから、土地を買い取った方が売り主に対して、農業委員会のあっせん価格が非常に安いから、私は今後の農家をやっていくには非常に都合が悪いと。反別が大きい小さい関係なく、地続き優先という手続きによって取得した方が農業委員会のあっせん価格が非常に安すぎるということを言い出しております。それで私はいろいろ関係する方ともお話し、聞きました。そしたら地区によっては相対で売買になって、そして中に他人の土地が入って一つまたいで土地がある。それをどうしてもほしいと。地続きではないけれども、まず第一に地続きが優先、二つ目が班内が優先、三つ目が地域であるといって、農業委員会にはねられてしまって、結局最終的に相対で売買が成り立った。農業委員会が土地をあっせんするときに、その場合にそういうような状況のときに仲介をとって、その土地、地続きでないから何とかならないかとか、いろいろの方法はないのだろうか。規模拡大でどんどんどんどん増やす人は力があるし、今度は売らなきゃならん人は力がないから農業委員会のあっせんする価格で泣きの涙で土地を手放すというケース、今、訓子府町に私が聞いた話では2軒ばかりが大変なケースです。以前、取得したときの土地の値段を参考にしているといいますが、土地の値段は参考になっているのかどうか、本当に疑問です。今後ここで町長にお伺いしますが、町政執行方針の中で農業委員会の法律が変わり、また、農業委員の選挙がなくなって町長が選ぶようになるというようなことが、この町政執行方針の中に書いてありますが、どのように変わるのか、今、私が言ったような、まだたくさん問題があります、農業委員会に対しては。そういうことがなくなって正常にみんなが喜んで、規模拡大する方も土地を手放す方も喜んで歓迎されて土地の売買が行われるのかどうか、そのようになるのかどうか町長少しですが説明いただけませんか。

○議長（上原豊茂君） 3番目の関係ですね。

○7番（川村 進君） そこにありますよね、町長に答弁願いたい。

○議長（上原豊茂君） はい、町はどう対処しているのかということですね。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、3点目の「1点目と2点目の質問に対し町はどう対処しているのか」についてのお答えをさせていただきます。

農業委員会は独立した組織であるために、直接的に町に関わることはございませんが、農地価格を決定する際に「訓子府町農地適正化あっせん審議会」の中に町職員として農林商工課長がメンバーとなっておりますので、会議の中で意見を述べる機会がございます。

以上、お尋ねのありました3点目についてお答えをさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 川村議員。

○7番（川村 進君） 私が聞いているのは、農業委員の選任についても法の改正により市町村長が担うことになると、こういうことです。どのように変わるかということですよ。ここに町政執行方針の11ページにきちんと書いてありますよ。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、一般質問については、通告の中での質問内容で展開し

てもらうということになっているんですけども、今、川村議員が問題提起していることについては、この通告書の中に含まれない内容だというふうに思いますけども。

○7番（川村 進君） そんなことはない、1番から2番に対して町はどう対処していますかと、その前に私は町長に一部発言をお願いしますと言っているんですから。

○議長（上原豊茂君） 3番について、回答したということです。

○7番（川村 進君） じゃあこれ、1番、2番に対して。

○議長（上原豊茂君） はい。

○7番（川村 進君） そうですか、それでは、町政執行方針の中にある、どのように市町村長が選ぶかということは、答弁できないということですか。

○議長（上原豊茂君） この通告の中にそれは入ってないということです。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長（上原豊茂君） 再開いたします。

○7番（川村 進君） それでは、質問を農地のあっせん価格から、二つ目の土地代金の支払いについて、本町でこれ大変な支払いに関しての問題が起きています。ということは、町から派遣された職員がこの支払に対して何かの粗相をして1か月の出勤停止を受けているんです。それで問題は土地の支払いが・・・

○議長（上原豊茂君） 川村議員、今の発言の中で個人が特定されるような表現は避けてほしい。

○7番（川村 進君） 個人の特定ではない。議長はね、町民の皆さんが知る権利を抑えるのか。

○議長（上原豊茂君） そんなことはありません。

○7番（川村 進君） そしたら私の質問を最後まで聞きなさい。

○議長（上原豊茂君） だから表現の中に個人が特定されるような表現は・・・

○7番（川村 進君） 個人特定じゃない。処分をされたということは個人特定になるかもしれないけど現実だよ。

○議長（上原豊茂君） だから現実でも個人が特定されるような表現は慎むべきというかたちで皆さんに配付されている議会会議規則ですとか、議員必携の中に明記されておりますので、そういうことについては、きちんと考慮した発言をしてほしいということです。

○7番（川村 進君） 誰が個人特定をするんですか。

○議長（上原豊茂君） それは明らかに個人が今、支払いの関係で処分を受けたということについては、明らかに個人が特定されるというふうに私は判断しています。

これから委員会室において議運を開催し、対応を決めたいというふうに思います。

そういうことで、少しの時間、休憩いたします。暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（上原豊茂君） 再開いたします。

川村議員。

○7番（川村 進君） 今、途中で入ってこられて意味がわからない状態で休憩があったんですが、私はこれは北海道新聞にも掲載された事件ですから、当然、個人名が出なければ問題ないと思って、そして今回の質問に入っているんです。なぜなら、この方が処分を受ける理由はまったく見当たらないんです。ですから、個人名にあたるようなものが出るとまた困るから、私はこの農業委員会のあっせん価格、どのように決められるか、それから土地代金はどのように支払われるかについては、今回は泣く泣く消化不良ではあるけれども質問を取り止めます。

そして、はっきり言いまして、議長に申し上げますが、個人名が出なけりゃ町民の皆さんの知る権利というもの、これは議会は、私は町長のため、議長のため、我々議員のために開かれるものではなくて、町民のために開かれるんだということ。これを最大限に理解していただいて、本当に今回の質問、泣く泣く中止します。

それでは、質問を変えます。

二つ目の有害鳥獣に対する本町の対策について、これについて町長にお尋ねします。

鹿害は北海道全域で大きな問題となっています。本町での状況は。これはタイムリーに北海道が13万頭の鹿を駆除して、そのうちの2万頭が食肉用に北海道自体がやって、今後、長距離輸送をしながらでも鹿をいろいろ活用したいということが道新に出ていました。それで本町は13万頭のうちのどれだけの頭数を駆除しているのかわかりませんが、わな、狩猟による本町の効果は。

二つ目、これまで実施してきた電気牧柵設置補助の実績とその効果について。

この二つについてお尋ねします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「有害鳥獣に対する本町の対策について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「わな、狩猟による効果は」とのお尋ねでありますけれども、本町の有害鳥獣駆除の対策の一つとして、猟友会会員の高齢化による人員減少も懸念される中で、今後の担い手育成を推進すべく、狩猟免許取得者の拡大を図ることを目的に、猟銃をはじめとする各種狩猟免許取得に係る個人費用に対する助成制度を設けているところであります。各種助成事業の内容につきましては、第1種、これは猟銃ですけれども、新規狩猟免許取得に係る経費としまして年間2名分の20万円。わな狩猟免許取得に係る経費としまして年間5名分の5万1千円。また、貸出用くくりわなの経費としまして、年間20基購入の32万円を予算計上しているところであります。

このことによりまして、平成23年度から現在にかけ、猟銃免許取得者は4名の新規登録、わな免許取得登録者は17名という状況になっているところでございます。

しかしながら、エゾシカによる農作物被害は平成23年度をピークに減少してはおりますけれども、これまでに出没が確認されていなかった地域にもエゾシカが出没するようになったという情報が寄せられ、また、出没時間についても、発砲できない、鉄砲で撃てない日没後等、シカの警戒心が強く、猟銃による捕獲も限界が出てきておりますことから、

くくりわなによる捕獲が今後重要になってくると考えられます。

また、現在、本町につきましては被害防止対策のため、農作物被害に直結した畑等への駆除対処には、わな猟が適しているのではということから、平成23年に有志により「くくりわなの会」が立ち上がりまして、猟銃によらない捕獲に着手しているところであります。町内で使用しているくくりわなにつきましては、町が254基を所有し、今年度は会員に150基の貸し出しをしている状況であり、個々におきましても、自分の畑は自分で守るという意識をもって取り組んでいただくため、会員を対象に講師を招き「くくりわな講習会」を鳥獣被害防止対策協議会主催のもとで開催しているところでございます。

今後につきましても、エゾシカの出没情報をいただくなど、地域の皆さまの協力や、猟友会の協力を得ながら、より効率的な捕獲に生かす成果をあげていきたいと考えております。

次に、2点目の「これまで実施してきた電気柵設置補助の実績とその効果は」とのお尋ねであります。鹿の食害に関して実践会長会議やまちづくり推進会議での協議結果を受けて、鹿の駆除に主眼を置き、それらを補完する意味合いで平成24年度から26年度までの3か年で鹿電気柵設置事業を復活実施した経過にあります。

事業内容は、設置資材費の3分の1を補助するものであって、補助金ベースで申し上げますと24年度で111万1千円、25年度で101万1千円、26年度で68万円の実績となり事業を終えているところでございます。

また、その効果につきましては、事業実施者にアンケートを実施し、食害防止の効果は認められると回答された方が大半ですけれども、設置しても傾斜地等の場合は鹿が飛び越えて侵入し必ずしも被害がなくなるわけではなく、一方で電気柵を設置していない畑で被害が出るようになるなど、その効果は絶対的なものではありません。

電気柵設置事業終了後は、現在、各実践会で取り組みが行われている多面的機能支払交付金事業の中で、地域内での要望があればその交付金を利用して電気柵等の設置および補修ができるようになっております。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えをしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村議員。

○7番（川村 進君） 今回、私がこの質問、猟友会の方々ともいろいろ会ったり、いろいろする機会があります。それで本町の補助とか、このやり方、そして、聞きましたら、佐呂間町はものすごい効果を上げているというお話で、本町は他町村とどのような連携をされているのか、佐呂間はものすごい効果を上げて、私は中湧別に姉が嫁いでいる関係で佐呂間をよく通って、また佐呂間に私の趣味の囲碁仲間がいるから聞きますけども「ほとんど見えないぞ鹿」というような言い方です。そして今回いろいろ、このわな、電気柵、本町も効果を上げているようですが、はっきり申し上げて牧草を売っている方がいるんですね、私はあまり何軒も知りませんが、2軒ばかり牧草を売っている。その方が本町では被害があるのは東栄地区、東栄地区って元訓子府常盤第二地区ですね。今の置戸町です。あそこら辺がものすごい鹿が集まっているというんで、私ら山菜を採りながらとか、いろいろ行きます。確かにいます。8頭、9頭の固まりが二つ、三つ必ずあそこ行くと会うんです。今年まだ行っていません。はっきり言いますけども、置戸町の東栄地区の鹿を駆除

するには、やはり置戸町と連携してもらわなきゃいけないと思います。置戸町のやり方はどのようなことをやっているのか。それで電気牧柵、今度は町が補助でなくて、実践会に補助が出た中から実践会が認めて、実践会でお金を出すかたちになっているということですが、それ間違いないんですか、どうですか町長。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 質問が5点くらいあったかと思います。それ一つずつ説明させていただきます。

まず、佐呂間町の捕獲頭数が本町よりもかなり多い、その要因を含めてどのような話ということでもありますけども、佐呂間町におきましては、捕獲に関わる助成金が本町よりも2倍、本町の場合は道の補助金8千円とそれから町単独補助が2千円ということで1万円を補助しております。そういうことでどちらかと言えば、それを目的とした狩猟を営みとは100%言いませんけども、それを目的とされる方がかなり多いということで成果が出ているというふうに聞いております。ただ、管内で言いますと佐呂間の金額を出しているというところでは、なかなかやはり財政的にも難しいということで、本町みたいなかたちで道の補助プラス町の単独補助というかたちで金額を出されていると。また、低い部分では1頭に関わる助成が5千円というところもありますので、そういうものも含めて頭数のとり方も変わっているということでもあります。

あと2点目の置戸も含めて他町との連携ということでもあります。基本的にこの駆除に関わる区域については、議員おっしゃられるとおり町村単位ということで指定をされていますので、駆除に関わる部分については、単純に他町にいったときに駆除として捕ることはできない。それは許可制の問題でありますので、そういうようなかたちになっております。

あと牧草の関係で被害が多い、この場所についても置戸、近隣の部分でありますので、東栄地区というようにお話もありましたけども、置戸と連携して実際に駆除できるかとありますと、置戸のほうの地区でありますので、置戸町が本町に対して支援をしてほしいというように要請があった場合については可能だというふうにとらえております。ただ他町の地域でありますので、本町が勝手にいって駆除するかたちにはならない。ただご意見がありましたので置戸と連携をとりながら今後進めることは可能ということで検討はさせていただきたいというふうに思います。

あと5点目の電気牧柵の関連でありますけども、町長の答弁で申しましたとおり電気牧柵については、誠に申し訳ないですけれども、時限立法ということで3年間の補助制度で3分の1というようにかたちで実施をさせていただきました。ということで26年度で事業は終了しましたけども、26年度から本町において全域に関わる部分の区域として、この事業については多面的機能支払交付金事業によって、草刈、土砂上げ、それと今回の有害鳥獣に関わります駆除対策としての電気牧柵についても助成の対象であるということの事業でありますので、補助の対象として認められます。お金の支払いについてのご質問がありましたので、それぞれこの交付金については地域の面積によってそれぞれお金が配分されていますので、その中で電気牧柵を設置する場合についてはお金が出るということですので、地域のお金で出るということであります。ただし自治会組織で区分されているように単純に農地をわけることができませんので、設置した場合については、例えば1個の部分が設置された場合については、そこだけで、電気牧柵ですので、そこは守られ

るけども隣の畑に今度は鹿が行くとか、そういうような影響がありますので、今後は関連する自治組織、実践会でありますけども、連携をしながら今後、多面的機能支払交付金のお金を利用していただければということであります。その部分についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 川村議員。

○7番（川村 進君） 今の村口課長の説明だともう終わってからそんなこと言っているようだけれども、それは当然始まったときにやることじゃないかなと思いますね私は。その隣の畑が被害を被るという、これは実際本年私がお会いした方がビートの植え付けをしていたら鹿がぼんぼん入ってきて、それでその後、補植、補植と、この方は2回でしたけれどもやったということがありまして、そして、今度そこにわなを掛けた。町と一緒にわなを掛けたら今度は下の畑へ移っちゃったと。今度、下は玉ねぎ畑だけれども鹿が出てきて困るという、いろいろ問題、有害鳥獣、これ問題があります。

そして、今回いろいろ話をしたら猟友会の方がものすごい面倒臭くなっているんだと言って、猟友会、簡単に鉄砲の弾買って、ぼんぼん打てばいいと感ずるかもしれないけど、そうではないんだと。値段が上がって実弾は一発が500円に値段が上がったと。そして50箱を使い終わると、今度は警察に申請に行って、どこで何をして、どんなことでやったかと。それで50発を使ったかと。ものすごい面倒臭くなって、町が鹿対策、駆除といっても、そう簡単には協力できないんだということを言っています。ですから今、村口課長が説明した本町は道の8千円に2千円プラスして1万円、佐呂間町は2万円と言ったけれども、本来の姿は猟友会のメンバーからいうと、ものすごい手間暇がかかる有害鳥獣の駆除、それに協力するんであれば2万円が3万円でもいいんでないかという感覚があります。財政が厳しいとは言っても、より一層厳しいのは狩猟に協力し有害鳥獣を駆除してくれる人だと私は感ずます。今後の対策はどのようにされるかわかりませんが、美園のほうで草を売っている方はとにかく値段が変わりすぎると。鹿にどんどん踏み込まれた草地で刈り取って1ロール1万円するものが5千円以下に下がってしまうんだとはっきり言います。ですからこれは、すごい被害ですよ僕らが考えるには。1反でどれだけのものをとって、どう売っているかということも問題ですし、それで本町は弥生のカラス、これはひどい問題になっていましたけど、これは町長がやって、そして埋めて、もうカラス、キジバトの被害は出ていないようです。それで町内でこの市街地は生ごみの処理がきちんとなって、まずカラスを見ることがないところまでできています。それで穂波の牛屋さんのところに何十羽がいるよなんていう人はいますけれども、だから有害鳥獣の駆除対策というのは、シカ1本になるかと思ひます。ですからこの佐呂間町のように2万円にするか3万円にするかは別にして猟友会ときちんと話し合い、猟友会のメンバー、高齢化していろいろしていると。そしたら猟友会に入ってもらって狩猟免許を町内の若い人にとってもらおうという努力、これが非常に大切だと思ひます。今後の町政のあり方の中で町長は有害鳥獣についてもきちんとして書いておりますから、今後の訓子府町の有害鳥獣の結果、これは了とする、よしという判断がされるところまでいってほしいと思ひます。

それではこれで、腹が立ってしょうがないけど、はらわたが煮えくり返った気分の私の質問は終わります。

○議長（上原豊茂君） 川村議員、今の最終的な発言に対して町のほうから答えがあると

ということですから。

町長。

○町長（菊池一春君） 大変建設的な質問をいただいて、どうすれば効果を上げることができるか、これは佐呂間、陸別も含めて、高額な1頭の撃ったときの処理料があつて、それも一つの原因ではないかと先ほど課長のほうから申し上げました。もうご存じだと思いますけれども、猟友会につきましては、ここ数年、高齢化がやはり現状の問題でして、ここ数年の間に若い方が10名近く、私どもも先ほど言いましたように狩猟の免許に対する支援だとか行っていて、今、現状では16名の方が猟友会でメンバーとして銃を持っておられるということでございますので、今後こういったことも一層進めていかなきゃならないだろうというふうに思っています。ご存じのとおり被害額でいいますと、平成22年度はおよそ四千二、三百万円の被害額がありました。特に、大谷、緑丘、豊坂、それから北栄、駒里、福野といった山側のところを中心としながらの農作物の被害があつて、平成24年度で3,300万円、25年度で2,500万円、26年度で3千万円の被害があるということですから、生産者というか農家の方にとしてみると、やはり深刻な問題だということで私どももとらえています。かつて津別や置戸が牧柵を鹿の柵をつくって張りめぐらせました。私どもの町は大変遅れてしまったという経緯がありますけれども、結局、鹿柵を設けることによって、鹿柵のない自治体に、町に鹿が来るんではないのかという心配もありまして、私の前の町長の時代に判断をした中でちょっと遅れましたけれども、平成16、7年でなかったかと思うんですけれども鹿柵の牧柵を実施したという経緯があります。そのときにかつて電気牧柵、川村議員からもご質問あつたように電気牧柵も支援したりしていましたが、それを契機にやめた経緯がございます。それでまちづくり推進会議の中で、ぜひ、これは大谷の方でしたけれども、電気牧柵の支援をすべきだという提案がありまして、24年度から3年間、私の記憶では3年間だと思いますけれども、24、25、26年度と3分の1補助で期限限定的ということで電気牧柵を張りめぐらせたところでございます。実績的には先ほどお話したとおりですし、さらに一方ではくくりわなも、鹿というのは大変難しい問題がありまして、鉄砲で撃つ、畑の中で撃つと非常に重たい鹿を撃った人が運ぶことには、なかなかならないし、運ぶと今度は玉ねぎの苗やビートの苗を倒したり、痛めたりするということがあつて非常に難しい。だから結局はその生産者、農家の方と猟友会が一緒になって片づけも含めてやろうということで今、^{こんにち}今日まできているという状況ですから、そして、鹿というのは大変利口でございまして、一度鉄砲を持った人の顔をみたらもう寄ってこないし、現れないという習性を持っているようでございますので、これは全道的にも非常に難儀しながら、くくりわなや電気牧柵、あるいは猟友会というような柱の中で、何とか鹿害を防ごうというのが状況でありますので、これらを総合的に判断しながら猟友会とも常時相談しながらこの施策をやっている経緯がございますので、猟友会とも相談しながら一層くくりわなの資格を持った人を増やしていく。うちの台数も増やしながら適切に鹿道にわなを掛けられるようなことつくる。それから猟友会のメンバーの人たちが安心して鹿を撃てるような状況を地域とともにつくっていくというのが解決策ではないかなと思いますので、即、効果が出るということにはなりませんけれども、一層、提案も受け止めながら前へ進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

- 議長（上原豊茂君） 川村議員。
- 7番（川村 進君） それでは、私の質問は終わります。
- 議長（上原豊茂君） 川村議員の質問が終わりました。
- ここで昼食のため休憩いたします。
- 午後は1時から行いますので、参集お願いいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

- 議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、9番、堤三樹磨議員の発言を許します。

堤議員。

- 9番（堤 三樹磨君） 初めてなものですから、何せ緊張していますので上着も着ずに大変失礼かと思っておりますけれども、汗かきなものですからご容赦願いたく思います。

まず、一般質問につきまして私のほうからは、空き家活用定住対策補助金についてということで、空き家取得、転入者の修繕費や、借家借り手のリフォームに対する補助が持つ事業趣旨について、また改めて伺いたいと思います。

この質問は空き家対策として再三、過去にも質問があった答えとして、今年から始まる空き家対策事業の趣旨や目的、範囲等について、再確認のために質問させていただくものであります。

1番目に、全国規模で問題視されている空き家問題の解決策として、本町への定住促進が狙いとは思いますが、※incentive（インセンティブ）な目的を持つ事業の主な狙いは何かをお伺いします。インセンティブという言葉に対して単純に単なる報奨金という補助という考え方、もしくはもっと動機付けを目的とした補助金であるということで、若干判断がつかなかったことでの質問となっております。

2番目に、事業趣旨的に当町の人口減少に歯止めをかける目的が含まれるとするならば、町内居住者の離町抑止策としても活用できないものなのだろうかということです。例として農業後継者等の親との同居問題といいますか、その解決策として空き家になっている箇所を活用するとか、そのような手立てとして使えないのかということに対する質問であります。本来、町に残りたい人が住む家がなく離町しなければならないという現状もありますので、そういう人たちの対応としても人口減少抑止策なら、むしろ離町抑止対策に費用をかけるべきではないのかという質問でございます。少なくとも、町外移住者並みの補助があってもいいのではないかと考えております。また、補助の対象ですけれども、廃虚同然の、特措法などで出てます廃虚同然になっている住宅の撤去費等も補助という対象の考え方はないのだろうかということをお聞きしたいと思います。

3番目に、これらにあたって空き家バンクの活用ということになるかと思うんですけども、その情報の発信方法とか、当町のホームページ、空き家バンクサイトの登録とか、いろいろ方法としてあるかと思うんですけども、現時点で広報、そういうものを含めてどのような手段を町の方としてはお考えをお持ちなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「空き家活用定住対策補助金について」３点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、１点目です。「全国規模で問題視されている空き家問題の解決と本町定住促進が目的だと思いますけれども、インセンティブ的目的を持つ事業の主な狙い」についてのお尋ねがございました。

全国の空き家の数は８２０万戸、１３．５％、北海道は３８万戸、１３．７％と全戸数の１割を超える状況にあり、全国的な課題となっていることは議員が言われるとおりであります。

国では、そういった背景の中で昨年１１月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、２月２６日に「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」、５月２６日に「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」が定められました。

一方、本町では議会一般質問でのご意見をいただき平成２５年１０月に町内会・実践会のご協力で実態調査を行い、空き家の数および空き家率が町内会地区で６１軒、５．５％、実践会地区で２９軒、４．２％、合計すると９０軒、５．０％となり、建物外観の目視調査では、そのうち再利用可能な空き家が５１％との結果になっています。

そういった中、新規施策で今議会に提案させていただいている「空き家活用定住対策補助金」は、現在の人口動態から考えると今後増えることが予想される空き家の増加を抑制させることと、定住・移住の促進、空き家減少による住環境の改善、コンパクトな市街地形成による行政経費の効率化や人口減少の緩和などを目的としています。

加えて、少子化対策の一環として各種の子育て支援策と連動した中で、中学生以下の子どもがいる世帯の定住化と国で進めている都会からの移住促進を政策的に誘導することが必要と考えているところでございます。

２点目に「人口減少に歯止めをかける目的が含まれるなら町内居住者の離町抑止策として、町外からの移住者並みの補助と廃虚同然住宅の撤去費等を対象とすることができないか」とのお尋ねがありました。

「空き家活用定住対策補助金要綱（案）」では、町内居住世帯の補助上限額を１５０万円とし、中学生以下の子どもがいる場合は５０万円を加算、町外からの移住世帯の補助上限額は２００万円とし、中学生以下の子どもがいる場合は１００万円を加算するといった制度としています。

また、議員も言われている農業後継者等の世帯分離による近隣市への移住が散見され、公営住宅については、設備が充実していない住宅が少なくないことや、所得制限で入居できないケースもあり、民間賃貸住宅についても、不足する状況が続いていたことなどから、空き家情報バンクを設置し、中古住宅の購入や賃貸住宅のリフォーム費用を補助対象とする制度を創設するに至りました。

議員が言われる「町内居住世帯の補助額を町外移住世帯と同等にするべき」との意見がございましたが、この制度は、空き家対策はもちろんですが、大きく町内居住者の人口流出を防ぐ定住目的と町外者の移住による人口増加の観点を狙ったもので、その起点となった考え方には、町内居住者の定住をベースとして町外からの移住者は、国の調査しました東

京都在住者の４割が将来移住する予定または検討しているとの結果や、特に５０代、２０～３０代に多いことを考慮して、これらの世代への積極的な動機付けの意味も含め検討したところです。

町内居住者につきましては、空き家などの中古住宅取得やリフォームに対する補助について近隣自治体と比較しても決して低い補助額ではないこともご理解をお願いします。

また「廃虚同然の住宅の撤去費用を対象とすべき」とのご意見でございますが、今回提案している制度につきましては単なる危険性のある建物の撤去とは一線を画するもので、入居された方に対する補助奨励でありまして、危険性のある廃虚同然の住宅撤去費用の助成は、１点目でお答えしました特別措置法の特定空家等に対する措置のガイドラインによる施策も含め今後検討してまいりたいと考えています。

３点目に「情報の発信で当町ホームページや『空き家バンク』のサイト利用など、いろいろあると思うが現段階での広報等対応は」についてのお尋ねがございました。

空き家バンクについては、北海道内６９市町村が開設していることが報道されていますので、先進事例を参考に本町の公式ホームページ上に開設するとともに、町広報紙により補助制度と合わせて、広く情報発信を図りたいと考えています。

また、総務省で開設したポータルサイト「全国移住ナビ」をはじめ、その他の関連するサイトへのデータや町ホームページへのリンクなど全国に情報発信できるよう検討してまいります。

以上、お尋ねのありました３点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○９番（堤 三樹磨君） 今、お答えいただきました中で、私どもとしまして、この空き家バンク対策等に関しましては、非常に遅いぐらいじゃないかと思うぐらいに思っていて、大変賛同しているところなのでございますけど、その活用方法にあたって細かい部分といいますか、そういうものに対して若干の疑問とか、目的として、もう少し拡大していてもいいんじゃないかという思いがありまして、さらに質問を続けていきたいと思います。

まず、空き家バンクに対する登録の範囲といいますか、先ほど町長からお答えありましたように、いろいろなサイト等を活用しながらやっていくということでしたので、その中で町内会・実践会等に対する情報、報償金等を考慮されているという内容の説明もありましたことを含めて、個人から、つまりそういうものを通さずとも、個人からの当然申し入れとか、それに対する報償金的なもの、というものの考えはないのでしょうかということと、空き家じゃないんですけども、更地的な、同じ新築などに関するものとしても要望が出れば当然、定住促進対策にはなり得るという観点から更地等、更地というのは、住宅整備されているものも含めてまったく未使用のものも含めて地権者といいますか、持ち主からの要望等があれば、そういうものも一緒になって情報公開していくというような考え方はないのだろうかということと、それと先ほどありましたように特措法に関してはまた別に考えるという話ですけども、そのようなものを見据えた上でも情報の中に空き家バンクの登録という考え方の中にもっていく方法論はないのかなというふうに思いまして、その点に関して質問したいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、3点再質問いただきました。

まず、空き家バンクの登録の範囲の中で個人からの申し入れに対する報償の関係でございます。先進自治体ではやられているところもございますけども、本町においては個人の財産を登録していただくという観点から個人に対する報償については今回実施する予定にはございません。あわせて町内会・実践会を通じた登録につきましては、1件5千円でございますけども報償というかたちで、特にですね、地域の自治会の方々がこの制度をよく知っていただくということと、もしそこに定住される方が出たときに各自治会の中に溶け込みやすいという部分を目的としてつくってございます。

それと2点目の更地等の部分の個人の要望についての部分でございます。今回、空き家というところに特筆して検討してございまして、議員言われる更地の部分については、今後、各所有者の方の要望等も含めて検討してまいりたいと思います。

3点目の廃虚同然の建物の部分の空き家バンクの登録うんぬんというところでございます。廃虚同然の部分については先ほどの答弁でも申し上げましたとおり5月26日に特措法の部分が、ガイドラインが示されたということもございます。ただし、あくまで空き家バンクという中でいきますと、そういった部分のものも所有者からの申し込みがあれば登録するような検討も含めてしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 今の最後のほうのお答え、それは特措法の方とまた別に考えるということとあわせて伺わせていただきましたけども、今度これに対しまして補助金の適用範囲というような中で、先ほどの更地等に対する答弁の今後ということでお聞きしましたけども、ほかにあわせて今問題になっています商店街等における店舗併設住宅というような言い方でよろしいんですか、空き店舗というかたちの対策は従前からとられていることですので、これに対して住居部分と共用している状況で今ございます。そこに対する空き家という考え方、居住されている現状が多いんですけれども、今後その中において、それを住居部分に対する空き家という重複的に考えてしまうのかどうかということもありますけれども、そのような考え方に対しては検討をお持ちでしょうかということと、もう1点、範囲の中での優遇というんじゃないですけども、先ほど言ったように補助金率の変更ですとかございます。15歳以下のお子さんに対してとかというような部分もございましたけども、前にも質問してたんですけど、ちょっとお答えがはっきりあれだったものですから、高齢者という部分に対して今特に町内関係の方で離町されるだとか、いろんな条件等で出られる方もおられると思いますので、そういう高齢者の方に対する優遇、対応に関する考え方はお持ちでないのかということについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 再度2点ご質問いただきました。

まず、補助金の適用の部分の商店街にある店舗併用住宅の部分でございます。非常に昨年から店舗の部分の補助金を創設して、そういった意味では、商工会から一定程度のご要望を受けて創設している部分でございまして、商工会等々からは、多分思いとしては店舗を新しいというか、新しい店舗をシャッターを上げて開設してほしいという思いも受けて

店舗関係の補助金というのは創設してございます。そういった意味では後ろの住宅がどうなんだというところでございますけども、現段階の要綱案の中ではあくまで専用住宅ということで押さえてございますので、そういった意味では、そういった需要とか、例えば住宅だけ入って店舗を空けておくとかということは、また一方では町の賑わい等の部分でいくと、ちょっと逆行する部分もございますので、今後検討してまいりたいというふうに思っています。

それと2点目の範囲の中で中学生以下の子どもの同居を優遇している部分があるということで、高齢者の方への優遇の考えはということでございました。先ほどの答弁でも申し上げましたけども、国の現在の地方創生の総合戦略にのるかどかは、ちょっと今後の検討材料になるかと思えますけども、そういった意味では、若い方の移住を中心とした部分を今回特に打ち出したということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 今ので今回はということでの話でしたので、今後いろんな部分で動機付けとしての事業ということですので、そういう部分も含めて今後検討していただくことと存じます。

それで今度、補助金自体の出し方といいますか、助成金に対しての扱いなんですけども、具体的にはご提示いただいていないのですけれども、一部住環境リフォーム促進事業等で地域振興券といいますか、地域券的な取り扱いをしているという部分の事業もあります。置戸町などでも美しい商店街奨励金等は商業振興券、商品券を用いるというふうなうたい方をしている部分もございます。そこに対するお考えはないかどうかということと、5年均等分割補助というんでしょうか、そのようなかたちで昨日も副町長からも説明ありましたが、6年間ということで1,200万円という予算組みをされているということにおいて、そのものに対して、私個人の考えとしては、短期間でもし入居された方が退去されるようなことがあったとしても残る建物自体は居住適合住宅に今度変わってきますので、次に促進しやすい条件になるのではないかなと。ですから長期補助にという部分に対する理解がちょっとわからない。分割して補助を出すというかたちをとるということは、ちょっと理解しがたいところがあります。その部分に対してお聞きしたいというふうに思っています。

また、同じようにそれに対するリフォーム業者といいますか、建築業者も含めるかたちになるかと思えますけれども、そこに対する規制、しばり等の考えはあるかどうかについて、ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 再度、3点ほどご質問いただきました。

まず、補助金の出し方ということで、予算の説明で6年間にわたって出すんだということでご説明をいたしました。ここの部分については、議員言われるところでいくと例えば改修した部分の財産として残るのではないかとという部分で言われておりますけども、そういう意味では、町の補助金でございますので、一般的に言われている、法等で言われている部分でいくと、個人の財産に対する補助金については非常に厳しい。要するに公的、公共的なものにしぼるべきだという部分もございまして、あくまで今回については、入居に対する補助金で、補助金の算定の根拠として購入および改修費用、リフォーム費用の部分

を5年間は入居していただきたいということで支出をしていきたいということで考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと2点目のリフォーム業者等々の規制の問題でございます。多分、町内外業者というところだと思いますけども、そういった意味では、今回リフォーム業者の部分については、町内業者ということで現在検討しているところでございます。

戻りますけどもう1点、補助金の支給の方法ということで、俗に言うメロンスタンプ券というか商品券等の部分のご質問かと思っておりますけども、今回については、5年間に分けるということもありますので、今回については、現金で支給することを検討してございます。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） ちょっといろいろ今後の検討も含めているということだと思いますけど、とりあえずこの質問等はある意味でインセンティブ、動機付けになり、広くまた活用されることを願っております。

ちょっと視点変えますけども今回は空き家というかたちで、しかも定住というお話があります。釧路市なども今回の特措法含めての中でというよりも地方創生の方の取り組みの中で、釧路の場合、短期、釧路では長期滞在型、中央圏から避暑を兼ねて滞在される方やいろんな目的によって滞在される方のリフォーム等に対しての補助という取り組みもされております。当町の場合、少ないかと思っておりますけど、現実的に工事業者であったりすれば、もしくは今現状のシティさんの方に指導といいますか、本局の方から来られている方々、北見のホテルから通われているというような状況、そういうようなことも含め、アパートがないわけじゃないんですけども、当町はそういうようなときの中長期的というのですか、いろんな目的があると思っておりますけれども、空き家を活用しての対策的にこれなど含めながら考えていくという考え方というのはとっていけないものではないかという質問です。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今ちょっと視点を変えて、短期滞在というか、ちょっと暮らし移住というような部分で、北海道でもすすめられている部分でございまして、特に釧路市はいろいろ報道等も含めて非常に人数も増えているということでお聞きをしております。地方創生が当てはまるかどうかはちょっとわからないんですけども、そういう意味では本町でどのようなターゲットというか、そういうところが、議員言われるところの一過性とはなかなか言いづらいんですけども、例えば工事業者とか、今言われたシティさんの管理部門の方とかですね、そういった部分の需要しかないのかというところの調査も含めて実施しながら今後に向けて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 今後、今後というのが非常に多いんですけども、実際に動き出す事業ですので、そこら辺を早急に、含めて検討していただければと思います。

最後のほうに、最初の最後に申しました空き家バンクという登録等についてという部分で質問なんですけれども、町長のほうから先ほどのお答えもありましたけれども、全道規模の空き家バンクの開設、道のほうも行っていますし、サイト等の活用もいろんな方法等ありますけれども、本来この空き家バンク等がかなり見つめ直されてきた部分において移住促進の目的性が非常に高かったと。つまり農業体験実習等をとおして、そのための設備的にとか、この町にはちょっと少ないんですけど、産業体験実習的なものを定住促進事業

でつくった家とかに住みながら、それを経験を積みながら移住の促進を目的とするようなかたちの移住・交流促進を図るツールとして空き家バンクの活用が全国的な規模の中で多い事情だと思います。そういうものを含めまして、改めて今後のPRの仕方に対する取り組みといたしますか、そのお考えがあればというふうにお聞きしたいと思います。当然、こういう事業の最大の重要な点といたしますのは、接点といたしますか、希望者、つまり貸したい側、または借りたい側、それに対する中間に入るものがどういう対応をしていくか、どういう説明趣旨、そして具体的にわかりやすいかたちの対応をしていくか非常に重要な要件となってくると思われます。そこらに対する町のほうのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、何点かいただきました。

まず、移住というか、移住の関係の部分でございますけど、3年ほど前にリフォームですけども、町有住宅を農業実習生がたまたま農業委員会の会合の中で、近年、実習先に同居しながら、なかなかしづらいというか、実習生自体が別居というか、自分の住む空間をほしいということで3戸ほどつくらせていただいております。建物はそんなに立派なものではないんですけども、そのこの部分の稼働状況をみると、あまり大きく稼働していないということもございます。そういう意味では、どのぐらいの需要かということと、堤議員言うところのPR的な部分をどうマッチングさせていくか、これも先ほど指摘を受けた今後に向けて検討してまいりたいと思います。

あと2点目の仲介者の部分でございます。今回想定している部分で申し上げますと他の先進地のいろいろなバンクをみながら今後検討してまいりますけども、かなりの情報をバンクに入れたいなというふうに思っております。それであくまでバンクで、いろいろな媒体も含めてですけども、情報発信した中で当然町のほうに需要というか、入居希望者から連絡がくるであろうというふうに思いますので、そういう部分のマッチングは町の職員がやるということでございます。ただし、家賃の問題とかですね、売買の金額の問題とかですね、そういった部分については、ちょっと職員がタッチするってことはできませんので、そういう意味では、以前ご説明したとおり宅建業者さんとかですね、そういった部分への紹介とかですね、宅建業者がお知り合いであれば、そのままいく、あくまで買い手と売り手の問題になろうかというふうに思いますので、町としては、そういった意味では、物件の仲介をして貸し主なり売り主と希望者の縁結びをするというようなイメージで考えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 近々に今年までもう予算組みされている事業ですので、ぜひとも私の質問といいながら要望みたいな状況が多かったんですけども、そのようなことも含みいただければと思いますし、また多くの方が今後これらの活用というのをかなり期待されているものがあると思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。あわせて、このことに関しましては、西山議員が同様の質問があるというふうに伺っておりますので、そこでしめていただけることと思ひまして、次に移らせてもらいます。

○議長（上原豊茂君） 執行者のほうから発言があるそうです。

町長。

○町長（菊池一春君） 今、ある意味では、予算にも上げておりますし、この空き家対策等について、町として、いろんな可能性をやはり検討しながら確かなものに一つずつつめていかなければならないんでないかという状況でございますので、大変、企画財政課長も苦慮しながら答弁させていただきましたけども、まずは、一つは空き家調査をやらせていただいて90戸からの空き家が町内にあります。これは特措法で言っている取り壊しの危険な部分も含めて、もう入居不可能だという部分が半分ぐらいあったと。残った半分をどうやって活用していくかということが最初の私どもが検討した動機の一つであります。一つはその有効な空き家活用をするために、まずはバンク登録を最初にスタートさせるべきではないのかということと、それから可能な限り、その空き家に人が入っていただけるような、あるいは町外から移り住んでいただけるような、そういう施策として子どもを持っている、小学生や中学生のいる方の家庭が入居して、そこで生活をしていくということを第一義的に考えていきたいというのは今の現在の到達点だととらえていただいていいんでないかと。それを改築したのはいいけれども、すぐ売られたなんてことになるとう困るということもあって、5年間なり、6年間分割して、その金額を助成していくという考え方にとりあえず立ったというふうにとらえていただいていいんじゃないかと。ただ、ご指摘がありましたように、私自身も議会で何度か答弁していましたが、今ある高齢者の住宅というか、今住んでいる持ち家で、もう持ちきれないという人たちが、そこを売るか貸すかして、自分は町営住宅に入りたいということの要望にどう応えていくかと。実際に強く要請されていた方も、今回、転出することになりましたけども、そういった問題がやはりありますので、これらはやはり私どもの方で町営住宅の幅といたしまししょうか、町営住宅をやはり一方で充実していきながら、そういったものを有効に活用していくということの、ちょっと分厚い政策がやはり必要になってくるのではないのかなというふうに思っております。

それから、もう1点、例えば釧路のほうのお話が出ていました。今日の道新だったかどうか忘れましたが、出ていましたけども、どんどん、例えば花粉症の方が釧路に来て夏の間、花粉症のない、スギ花粉のない釧路で生活していくという中で、そういう希望者が大変増えてきているということで、ある意味ではそういう季節的な居住なんかも含めてやる必要がないのかということもご発言の中にありましたけども、これはもう一方で、例えば就労する場所があるのかとか、いろんな総合的な政策が求められているということでありますので、まずは堤議員からも提案あったことなんかも将来に見据えながら、とりあえずは私どもが提案をしている空き家対策の補助制度そのものをスタートさせていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） わかりました。ちょっと時間超過しましたので、次の質問に移らせていただきます。

平成27年度の町政執行方針、13ページに出ていましたけれども、「商店街の空き店舗の発生など厳しい情勢が続いているけれども、商工会を通じて各種振興策の取り組みを基本とし、商工業振興に努めていく。北雄ラッキー株式会社の店舗オープンに際し、地元商店とも連携した地域に根差した商業活動を展開していくことを期待する」とありますけれども、大手スーパーのオープンが直近に迫り、町が考えている今後の商業環境の状況変化等について、お伺いしたいと思います。

1点目に、7月7日オープンのシティマート、若干ホームマックニコットさんは遅れるような話もあるようですけれども、その2店の出店に伴い、行政サイドとして受ける利益といますか、そういうものと町民側、町民全体が受ける利益ということに関して、こういう商業環境の変化についてどのようにお考えかと。また、そのことによって既存商店街への影響をどのように町としてはとらえ、見解、予測をお持ちなのかという点についてお聞きしたいと思います。

2点目に、大手スーパーの出店が町内消費動向に変化を生じさせるとするならば、それは既存店との間に、くどい前段と同じ質問になるかと思いますが、影響を及ぼす、相乗効果と呼ばれるものになるのか、逆に厳しい状況をつくり出していくことになるのか。そういう状況の発生に応じて町の手立てというのか、何らかの検討をされている部分があるのかということをお聞きしたい。町民等の得る利益というものと既存商店の受ける打撃という言葉が正しいかどうかは予見で言って失礼なんですけれども、その間でどのように対応していくかという、その温度差に対してどのように対応していくかということに対してお聞きしたいと思います。

3点目、町として、1、2点目の質問に対しての所見も含めまして、現在の商業振興策の問題のために取り組んでいるものに対しての変更等は生じてこないのだろうか、もしくはそういう検討がされているものはないのかという点でお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上の質問に関しましては、従前より各議員行ってきたものでありますし、ただもう本当に直近に来たということで繰り返しになるかもしれませんが、今後、訓子府町のさらなる振興、商業振興策についてお聞かせいただきたく思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「今後の商業振興策について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず1点目の「大手スーパーとホームセンターの出店に伴い、町として受ける利益と今後の商業環境の変化、既存商店等への影響」についてのお尋ねがありました。まず町の受ける利益として、直接的なことでは、法人町民税、土地と建物の固定資産税、職員の定住と町民税、そして間接的なことでは、パート職員に町民からの雇用、高齢者など買い物弱者の解消など利便性の向上が考えられます。

次に「今後の商業環境の変化や既存商店等への影響」についてであります。メリットとしては、出店に伴う町民の町外流出の減少、他町からの入り込み客の増加に伴う既存商店街における消費の増加、現在取り扱う商店がない「衣料品」と「はきもの」の出店と特産品コーナーも検討されていると聞いているところであります。

反対にデメリットとしては、競合が見込まれる食料品店や雑貨店に大きな影響がでると考えております。

2点目の「大手スーパー等の出店に伴い、その影響について町として何らかの手立てを検討しているのか」とのお尋ねであります。今回の出店により、町としての考えは、マイナスの面よりプラスの面が多く、また、町民の反応としては、多くの方々から歓迎していると聞いているところであります。

また、質問の1点目で回答しましたとおり、競合する商店には大きな影響があると考え

ておりますし、街の顔である道道沿いの中心商店街の集客力アップや商店街全体を考えた振興策や活性化対策として、今まで実施してきましたプレミアム付商品券の発行、住環境リフォーム促進事業による町内限定商品券の利用、年末大売出しの助成、店舗改修支援等の継続と商工会や商店街協同組合に交付されている補助金を最大限に有効活用していただきたいと思っておりますし、須河議員のところでも回答しましたように、一部ではインターネットを利用するなど経営形態の変化に取り組んでいる動きもありますので、個々の商店においてもさらなる努力を期待しているところでございます。

次に、3点目の「プレミアム付商品券・店舗改修・店舗出店の補助事業を修正・中止する等の必要性が生じるのか」とのお尋ねであります。現在のプレミアム付商品券につきましては、平成26年度、国の補正による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業で実施していることから、3月の臨時町議会において承認いただきましたとおり、4月から7月末までの1期分3,600セット、8月から12月末までの2期分3,600セットの合計7,200セット、プレミアム率30%、商品券総額4,680万円の事業を修正することなく、実施してまいります。

また、同じく3月の定例町議会の当初予算において承認していただきました店舗出店等支援事業と店舗改修事業におきましても、平成26年度から30年度までの5か年事業として実施しておりますので、現時点では修正することなく、実施してまいる考えであります。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをしましたので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） 今のお答えに対しまして、私個人としての想定といえますか、私自身も大変消費環境が改善されるということも含めまして、消費選択肢が増える。高齢者にとりましても好ましい状況で出店自体等を含めて反対するものは一切ございません。ですけれども、これは予測的なもので、あまり言うべきことではないのかもしれませんが、現時点では、ありがたく思っている、これからコーホート要因法とか、何か難しい言葉を使いながら説明がありました、平成52年には人口3千人とかという状況等を含めまして、今後当町の人口の減等を含めて消費動向、そういうものに対する採算分岐、つまり商売ですので全てが、大型店にとりまして商売ですので、そういう採算分岐がとれなくなったときに撤退が一番早いのはどこかという大型スーパーというふうな認識は町としても持っていたらかなきゃならないことではないかなというふうに考えます。ですので、ですのでというのもおかしいんですけども、既存店等に対する影響、これから支援等に対しても、ある意味では重要な部分も要因としては残されているのではないかなと考えもあるので、そこをつめていきたいと思っております。

既存店に関しましては、正直言いまして一部分ですけども、お聞きしたところによっては方法、考え何か思いつかないと。流れにまかせるしかないんじゃないかなと。先ほど町長が再三言っておりましたインターネットを活用し、若い方々のというお話もありましたけども、その店主がそのように申しておりました。ですから一切厳しい状況はもう想定しているということは、生き残れるかどうかという現状にそういう部分ですけども、その方々の中には危機感が非常にあるということをご理解していただきたいと思っております。

のほかに方法としては、じゃあどうするかというと当然そういうところに活用すれというような前の議員さん方からの質問にも答えていたようではありますが、そういう消費活動に対するそういうものを活用するという方法論、町としてはご提示されていましたが、考え得るのは、あの場所までというよりも、まわってくるというのは非常に想定しにくく、テナント的な入り方ですとか、もしくはそういうコバンザメ的と言ったらおかしいですけども、到底、現店舗においては、その商品格差とか、そういうものは埋めがたい現状だということをご理解いただければというふうに思います。ましてや、これから検討される内容の中でいろいろ出てくるとは思いますけど、そういう部分に対する支援というんですかね、先の一般質問の中で昨年の9月ごろにもお答えいただいていたんですけども、お答えの中でスーパー出店は拒む必要はないけれども、そのままだと地元商店はばたばたとシャッターを下ろすことになるというふうに明確にお答えいただいておりますし、それでも町は町民生活もとらえながら小売商業者が生活できるようにと、その方々の生活も確保できるようにして、商工会と商店街として発展するよう、また商工会を通じて支援していきたいというふうに明確にお答えいただいているというふうにとらえております。また、工藤議員のほうからも再三ありましたが中小企業振興基本条例の策定に対してもここら辺も同じ要素を持つものかと思しますので、そういった部分に対しての町のほうのお考えをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 何点かお話がありまして、総体的な話で若干担当課長としてお話をさせていただきたいと思います。

今、議員言われるとおり新しいスーパーが出店され、直接的な部分で買い物弱者とか、それから高齢者含めて満足な部分があると、価格の面とかという格差も話も出ておりましたし、現時点では、いろんな部分で解消がされるというふうに思います。ただ、訓子府のまちの顔、回答でしましたとおり本町の顔は中心商店街、道道沿いの商店街が顔というふうにとらえております。そこをやはりなくすわけにはいかないというような考え方がやはり第一ではないかというふうに思います。今後、減少で20年、30年なり、人口がかなり減ることが、実際にどうなるかちょっとわかりませんが、やはり何回も言うようですけども、中心商店街があることによって町民がどういうふうと思うか。これについてはやはり行政としてもきちんと解消していかなくやならないと。この話については、やはり中心商店街があることによって町民が明るく、それから賑わいなりをもって精神面で潤うということが大事であるというふうに思います。

最後に、スーパーの出店が、利益がなければ撤退することも想定できるんじゃないかとお話もあります。実際にはどうなるかちょっとわかりませんが、まだこの時点でどうかという話は、それはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、考えの中には、そういうことも想定しながら、やはり商店街、商業の振興は長期的な部分で考えなくやならないということは思っております。ですので、町として何を言いたいのかというのは、行政が単純に計画をしてやったとして、それが果たして長期的な部分で行えるのかというのは、かなり疑問があるというふうにとらえております。ですので、商店の方々が考えるなり、それから、こうやりたいということの考えを確立されたことによって、町が支援するというのであれば、その志も含めて支援をやっていくことが行政の考え方じゃないかと。

現時点の考え方というふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。

○9番（堤 三樹磨君） それでは発展させて質問させていただきたく思います。お答えに対して大変苦慮する部分かと思えます。自発的に各商店等含めて答えがなければと、考えがなければ支援のしようがないというのも見解の中にあるかとは思いますが、非常に厳しい状況はあると思います。現時点でそういうような弱者になり得る既存店が正直路面店含めて多々ありますよということを認識いただいた中で、細かな、ちょっとこれ質問として適切かどうかもあるんですけど、先ほど行政として今度支援していくプレミアム付商品券であり、空き店舗、もしくは店舗の改修等に関する補助に関して変更はないというお考えをいただきました。ですけども、これちょっと正確な記憶でないもので、どうかとは思いますが、数字とか答えれなくて申し訳ないんですけど、昨年11月くらいの時点で、その時点で町商工会のほうと、私はちょっと誤解のないように、その時点では1年前からその職を解かれまして、こういう状況ですので、商工会の考えという意味で言うつもりはございませんので、そこだけご理解いただきたいと思いますけれども、11月のときに大型店の出店に伴い、そういう支援策要望というかたちで提案があったというふうにお伺いしております。プレミアム付商品券という、地方創生という話の以前のものですので、その時点で、そのように近いものと、もしくは共同チラシ等のために、そういう事前に店舗出店の前に対応策をとりたいんだということで会長のほうから要望というかたちで出ていたというふうに私のほうではお聞きしております。それに対して今回の地方創生のですか、プレミアム付商品券等の手当等が出てきたというような話もお伺いしておりますけれども、私の記憶でというよりも、私の示唆で過去のプレミアム付商品券等において、期限、使用期限に対しては、私は1か月でいいと、でも皆さんの考えで1か月半という今までの慣例的に行ってきたものが、今回は4月の発行されたものが7月末になるという状況で、なぜなんだというような部分、ですから、これ何を言っているかというのと、先ほどもご認識いただきましたように、大店、大店とはいいませんけど、そういうような進出に基づいて地域、既存店等含めて、救済措置的な措置をお願いしている分において、そういう変更がされてきているということに対する町の考えがちょっとつかめなかったんです。それとプレミアム付商品券に関して、プリペイド、つまりオホーツクカードへの転嫁というかたちを暗黙の了解のうちにしてもらっていたはずが今回のプレミアム付商品券に関しては認めないというような指示があったと。どうして入れ替えたらダメなのと聞いたら、いや実はダメなんだということがありました。これに対しては、これはある意味で、商工会と基本的には敵対するんじゃないですけども、ある意味で過保護的に既存店に対する助けにならないかという措置だったと思うんですよ。そこに対する町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） いろんな角度でお話しなきゃならないというふうに思うんですけども、一つは総体的な議論から申しますと、町の市街地形成の中で社会学者が一般的な常識として言っているのは、半径500mの間に必需品と言われる野菜、魚、肉等も含めて衣食住に係るものが生活買い物動向ができるというのが、ある意味では基本的な商店街形成のプロセスだというふうに考えていますし、私もそのとおりだなと思います。それ

以上になるとなかなか高齢の方が遠くから歩いて買い物に来る、自転車で買い物に来るといふのも難しい状況の中で、何としてもそういった状況をつくっていかねばならないと。商工会がアンケート調査をかなりやりました。3年ほど前だと思いますけれども、青年部を中心にして、北海学園大学の経済学部の先生方のご協力でもやりました。多くは歩行者、あるいは自転車、そして中でもそういった品薄、価格の面はもちろんありますけれども、そういう要望が大変ございましたので、私は何としても私が町長就任以来、この小売商業、私自身も堤議員も含めて立場は違いましたが商店街近代化事業やさまざまな中で商店街振興を予算を投入しながらやってきて、何としても今の商店街、この小売商業を残したいというのが私の基本的な考え方であります。しかし、残念ながら経営的な問題もあるのでしょうか、後継者不足やいろんな状況の中で、先ほど言いましたように、10店舗が空き店舗になってきているという状況の中で、行政としてそのままでいいのかというのももう一つの、先ほどのアンケート結果を考えてみても、これに添えていく商店街環境というのはやはり必要なんではないのかという中で、このシティを出店の計画がまいましたので、商工会ももちろん相談させていただきながら、決断を私はさせていただきました。このままでは買い物ができない、北見に行けないとか、いろんな状況の中で、町長としては、やはりある意味では苦渋の選択だというふうにご理解いただきたい。とは言いながら、やはり今の既存の商店街がこのままで放っておいていいのかということは、もう一つの課題として、やはりあるんじゃないかなというふうに私は思っております。とは言いながらシティは、じゃあ未来永劫にわたって、この店を続けるかどうかというのは、そんな保証は堤議員がご存じのとおり、そんなことはありません。だってこんな人口の規模にこの中堅のスーパーが出てくるというのは、北雄ラッキーにとっても非常にテスト的なケースだと私は思っています。だからこれは商工会長とも相談しながら、どうやって共存しあえるのか、例えばその中に入り込む、農産物何かと一緒に地元農産物を売り込む、こういった製品何かも地元の例えばお味噌屋さんの何かそういったものを販売してもらうとか、いろんなことを含めた総合的につくり上げていくということが私は必要なんではないかと。もっと言うと今回のプレミアム付商品券についても過去のプレミアムを見させていただきました。多くは新聞代、ガソリン代です。この状況が本当に小売商業を守ることになっていますか。あるいは消費の拡大につながっていますかということを考えたら、改めてもう一回、消費動向が拡大していくような、店舗の限定をできるだけはずして使い勝手のいい、消費者の方々が地元でシティも農協もコンビニもガソリンスタンドも新聞屋も床屋も全部含めて使っていただけるようなことからまずスタートしてみましよう。その上でそのためには、やはり期限を私どもはやはり2回に分けるって商工会とももちろん話し合いもありましたが、そのかたちの中でやはり今回の決断をさせていただいたということでもあります。さらに、また12月の年末に向けて、今2回に分けてという話をしましたが、12月にもプレミアム付商品券、これは北海道が全額もつという今、提案がきております。そして30%のプレミアムを付けるということで、訓子府町はやるかやらないかという選択を迫られておりますので、これについては、やるにあたっては個々のお店屋さんが、あるいは商工会が自分たちも汗をかくという提案を抜きにしてはできないということも言っております。私はまさに商工業というのは、そういう自分たちの自助努力も含めて、足りない分や何としてもできない部分を行政がやはり支援していくということがや

はり大事なんじゃないのかということ而努力もまた求めたいという、ある意味では辛口の発言を商店街にもしているというのが状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 堤議員。 あと2分です。

○9番（堤 三樹磨君） 改めてさせていただきます。なぜ私がプリペイドというかたちでこだわっているかといいますと、プリペイド、つまりオホーツクカード、ちょっとわからない方がいたらあれですので、オホーツクカードというのは、斜里を中心としてやっておりますけども、町内は町内だけで、町内の中の既存商店がそれぞれ買い物に対してポイントを出しております。それは費用、つまり経費をかけてやっております。その中でお客様に還元分1円というとらえ方で200円に1ポイント出しながら、ほかの部分で自己活動のための資金源として行っているわけです。ですから町長の言う一番汗をかいている、ともに汗をかいている事業の一つなんですよ。ですからその部分に対して、プリペイドにあれするという事について、今ちょっと発言ありましたけど、その部分に対するのはちょっと認識があれでないかと。

それでなくてもそのような状況の中で、いかにしぼりつけるかというかたちで苦慮している事業であるということをご理解いただければと思いますので、そういうものも含めまして、振興事業これから大変な時期にきていると思いますけども、ぜひともこの状況の中で、はっきり言って弱者になっていると思います既存店に関しては。それに対する対策等も今後、もう直近の問題になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思って今回の質問にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 堤議員の質問が終わりました。

ここで午後2時15分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、8番、西森信夫議員の発言を許します。

西森議員。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。今日は町民を代表し、農業政策について質問をいたします。

私は、本町開拓者の3代目でございます。先祖は高知県高岡郡東津野村船戸出身でございます。坂本龍馬が土佐藩を脱藩し、京都へ向かった道が現存するところでもございます。また、四万十川の源流地点でもあります。その地から蝦夷地開拓の志をもって訓子府を目指し、私が3代目になったわけでございます。生まれてから現在まで農業一筋、汗を流してまいりましたが、本町の基幹産業と言われる農業にとっても世の中のグローバル化に伴い、苦戦を強いられる日々が続く昨今でございます。本日は農業政策についての質問になりますが、本町の農家の現状と行政としてどのような対策支援を考えていくのかを中心に町政執行者の町長に質問したいと考えます。

議会での一般質問は、初めてです。大変不慣れで要領を得ませんが簡潔な問いを心掛

けますので、基本的な方針、進んでいく道を示していただければ幸いと考えますので答弁をお願いします。

農業政策について、平成28年に開基120年を迎える訓子府町、開拓来3代目、4代目の町民が日々の生業に汗を流しているところです。

平成27年度町政執行方針のまちづくり目標実現に向けた主な施策の3点目に掲げられた「農業生産額の向上と商工業の振興を通じて発展する町づくりについて」とありますが、本町の基幹産業である農業政策の今後についてお伺いします。

1点目、農業経営規模拡大に伴う、資金づくり問題に関する行政としての施策、支援について。

この農業経営規模拡大、なぜ経営規模拡大をするのかということになりますが、世の中のグローバル化に伴い、どこの国からでも大変安価な農産物が輸入されてまいります。今メディアで騒がれているTPP問題です。その安価な農産物に対し、面積を広げコストを下げ生産しなければ経営していけない現状がございます。この多額の資金が必要となることになりますが、町としての見解をお伺いします。

2点目、農地取得、流動化に伴う対策、課題について。

農業をやっている以上、やめる人もございます。農業をやめる人がいて、その農地を買い受けする人がいるから現在の訓子府はまだ耕作放棄地が少なく済んでおりますが、いずれ農地が売れなくなるときが目前に迫ってきております。これらに対し、どのような対策を考えるかお伺いいたします。

3点目、農業生産法人化への現状の取り組みと今後の課題について。

近年、国内、北海道においても農業の法人化に向けての取り組みが進んでいるところでありますが、本町農業における法人化に対する現状と今後の課題、町、行政としての取り組み、支援についてお伺いします。

以上、3点お伺いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「農業政策について」3点のお尋ねをいただきましたが、1点目につきましては私のほうから回答させていただきますけれども、2点目、3点目は権限の分野に及びますので、独立した行政委員会である農業委員会のほうから回答をさせていただきます。

まず、1点目の「農業経営の規模拡大に伴う資金問題に関する行政としての施策、支援について」のお尋ねがありましたが、本町では国の制度である農業経営基盤強化資金、略称スーパーL資金を制度創設時の平成6年から活用している状況です。

本資金は、認定農業者であれば借り入れ可能で、規模拡大はもちろんのこと農業経営に必要な投資に幅広く利用できる内容となっており、これまでの間、都度見直しが行われ現在に至っております。

本町を含む行政の支援として、平成6年度から平成23年度までに農業者が借り入れた本資金については、原則として償還終了時まで、国と北海道と本町による利子助成が行われております。

また、平成24年度以降のスーパーL資金は、人・農地プランに位置付けられている中心経営体であれば、貸付実行日から5年後の前日まで実質無利子とする国の金利負担軽減

措置が講じられる内容変更が行われております。そのため、以後は地方公共団体による利子助成は廃止されております。

今後とも、本町としましては、農業経営の規模拡大に伴う資金としてスーパーL資金を活用してまいりたいと考えております。

以上が私の1点目の回答でございます。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（清井敏行君） 先に町長のほうから回答がありましたように、2点目以降は私のほうから回答させていただきます。

それでは、2点目の「農地取得、流動化に伴う施策、課題について」お答えいたします。

農地の売買によるあっせん状況につきましては、平成24年度が59ha、平成25年度が72ha、平成26年度が48haと近年は50ha前後で農地の売買が推移をしております。

本町の農家戸数は現在306戸で、町内の農地面積は6,940haとなっており、町内農業者の単純な経営面積は1戸当たり22ha程度となっております。その内60歳以上で農業後継者のいない農家が44戸おり、その農地面積が700ha程度となっております。農家戸数で申しますと14%程度で、農地面積で申しますと10%程度を占めております。

この農家全てが5年後または10年後に流動する農地とは限りませんが、仮に将来売買等を行うことになると、年間70ha程度が流動することになります。その他にも経営状況が悪くやむなく離農する農家を含めると、さらに流動する面積が増えることも予想されます。また、近年、TPP問題等における農業情勢の不透明感から農地の買い控えがあると考えております。現在、農地の流動化も順調には行われておりますが、将来、条件等が悪い土地については、流動化が進まなくなることも予想されるため、今後においては町・農協も含めて対応を検討していく必要があると感じているところです。

次に、3点目の「農業生産法人化への現状の取り組みと、今後の課題について」お答えいたします。

現在の農業生産法人の数につきましては、本年度のTMRセンター方式による1法人の設立を含め、町内の農業生産法人数は16法人であります。その他に今年度1法人が設立するとの話を聞いております。

町では平成16年度から、法人化に意欲のある農業者および法人経営を行っている農業者の法人研修会への参加や、先進地視察に対し、交通費や宿泊費の2分の1の助成を行っております。

今後におきましては、農家戸数の減少や後継者不足、農業従事者の高齢化、労働不足が進む中、地域農業を維持・発展させていくためには、効率的な経営体の育成・確保と農地の利用集積、経営体の体質強化を図ることが重要となっていくと思います。

こうした課題に対応するための一つの有効な手段として、農業経営の法人化が言われております。特に、複数農家による農業経営の法人化は、地域の中核的な担い手として、経営の合理化や地域性の向上を図るだけでなく、地域における農地の受け手や、雇用の創出等が期待されております。

本町におきましては、研修会の参加や先進地視察に対する交通費や宿泊費の助成制度を

広く利用していただくために周知を行ってまいります。

以上、お尋ねのありました３点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○８番（西森信夫君） ただいま、お答えいただきましたが、１点目の農業経営規模拡大に伴う資金づくり、これ非常に農家、特に、訓子府だけじゃないんですが、農家はお金がありません。非常にいいように見えます外見は。しっかりした住宅、すごいＤ型ハウス、大型機械たくさん走っている。中身はお金がないのが現状です。そのお金がない中でなぜ農家をやっているんだ。これは開拓魂で永遠と続いてきて世襲で農家をやっている。これは現状だと思います。親の背中を見て子どもは農家をやるといようなかたちになっていると思います。先ほど農業委員会会長からも言われましたが、訓子府町の平均的な営農面積は全道的にみても決して多い面積ではございません。訓子府が大体４，８００ｈａ、きたみらいの中では多いほうですが、残っている組合員が約３００戸、割り返しますと大体１５から２０ｈａ、２２ｈａぐらいになります。十勝あたりをみますと大体訓子府の３倍ぐらい持っています。５０から６０ｈａほどもっています。その中でやはり訓子府も十勝、それから全道、全国、世界とやはり渡り合っていかなきゃならん。そういう宿命を訓子府の農家はもっている。後継者問題ともからみますが、経営面積は本町にとっても営農継続のためにも決して避けてはとおれぬ問題であり、面積が少ないということになれば施設園芸のような手間のかかる高収益の上がる作物に変更しなければやっていけない現状がございます。これに関して将来的にはどういようなかたちにもっていけばいいか、行政としてどういう指導をしていくか、ここら辺のお考え方を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） それでは、私のほうから、本町における農業の柱として何を目指すのかというようなご質問かと思えます。議員言われるとおりの本町の面積については、２０ｈａから２２ｈａ、それから十勝についてはその３倍というようなお話であります。この経営面積の中で本町はどのような目標としてやるのかということで考えてみますと、やはり全町面積が議員から４，８００ｈａというようなお話をされましたけども、耕地面積としては６千ｈａであります。単純にこれが６０ｈａとすれば農家戸数が１００、現実に３００戸が１００になるということはありません。ですので現実的な部分としては、量ではなく質というふうに考えております。その中で、本町の農業の経営の仕方として現在クリーン農業、総称して申し訳ありませんけども、特別栽培、それから無農薬栽培とっていいのか、ちょっと私も詳しくわかりませんが、それがどんどん本町としては、玉ねぎ、じゃがいも含めてすすめられてきていると思います。ですので、収益性の高い、価格の高い生産物を生産し、経営面積は少なくとも単価が高い農作物を売って経営を安定していくということを目指すのではないだろうかというふうに思います。それに行政としてすすめる支援をしていくということで、ＪＡさんも含め、いろんなかたちで支援をしたり、それから助成をしているというふうに思っておりますし、補助事業についても、そういうようなかたちですすめてきているということで支援をしているような状況であります。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○8番（西森信夫君） 今、課長から説明がございましたが、先ほど町長からは資金に関しては国のスーパーL資金があるじゃないかと。ほとんどがそのスーパーL資金を使っている。それから地方公共団体も利子補給をしておりましたが現在中止していると。ただ、うちの町は純然たる農村の町でありまして、農家がだめになれば町もだめになるというような町でございます。この地方公共団体はどこも中止しているから、うちも中止するんだという考えがまだあるのか、これをもう少し考えてみようという考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） L資金の進め方なんですけども、制度として現在、利子補給できる部分のものが無いということです。ですので、今はL資金については無利子制度だということと理解していただきたいということです。町が利子補給していないという話ではなくて、現在は無利子の資金対応ということで理解していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○8番（西森信夫君） L資金に関しては無利子ということで納得しておりますが、農業後継者がやはり資金繰りに大変だと。経営を移譲された経営者が大変だということに関して一行政として、訓子府町として、そういう資金繰りの助成なり、補助なりする考えはないのかということを再度聞きたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 若い後継者さん、経営を拡大したい、または継続したいという考えのときに経営にその資金の対応はというようなお話だと思います。

ここで出てくるのは、やはり、それぞれの農業者の方の所有物がどこにあるかということだと思います。土地についても、それから機械についても基本的にはそれぞれ個人の資産でありますので、それに対して町が支援をするというような進め方には必ずしもならないというふうに考えておりますので、資金に関わる部分で町が支援するということには、今のところ考えていないということであります。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○8番（西森信夫君） わかりました。質問を変えたいと思いますが、この経営規模拡大に伴う資金づくり問題に関しましては、非常に土地を買えば済む問題だけではございません。これはやはり土地を買って規模を拡大すると、それに伴う農業機械、これは大型化が必要になってまいります。今まで例えば15ha、20haでやっていた経営が、10ha購入したために25ha、30haになったと。今まで1日で終わる仕事と同じ機械を使うと3日もかかってしまう。そのうち雨が降ってしまう。病気がきてしまう。いろんな問題が起きてまいります。そのために機械の大型化、短時間で作業ができる大型機械を導入する。1台、数百万円、何千万円もする機械をローンを組みながら買う。そして買った機械を入れる格納庫も必要になってくる。非常に多額な資金が必要となります。これにはJAからの融資や助成もございますが、この各種助成、融資に関しても枠が設定されており、国・道ならびに支援ございますしローンもございます。いろいろあるんですが、それでも追いつかない現状があるということに関してもお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） やはり今、議員言われた規模拡大、それには畑が基本でありますし、それに関わって機械も必要だと。それから気候によっても適期な部分でやらないかならないというのは、そのとおり私も認識しているところであります。ただ、ここに出てくるのは経営自体の考え方が、いかに計画性があって、それから実施がされて将来どうなるかを含めて経営を確立されているというふうに思います。その中で資金対応については、今の制度の流れとしては、J Aが経営を検討されて農業者の方に融資をしているということでもありますので、十分行政としても理解して進めているというふうに理解しております。

また、補助金なり、それから機械の補助金、それと施設整備の補助金で入ったとしても、それは同じようなかたちで、その農業者の方の経営が目標なり実績なりが確立されて初めて機械の導入、それから資金の借り入れの許可というふうになりますので、個々の経営については、町的にはわかりませんが、その部分の点検についてはJ Aがやっているというふうに理解していますので、それ以外で資金を対応するというのは現状的には非常に難しいというふうに判断しております。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○8番（西森信夫君） 今、課長から説明ございましたが、現にこういう規模拡大のために今、私が申し上げたことを着々とやる後継者が何軒かもう離農に追い込まれたという事実がございます。非常にこれからもそういう後継者が出てくる危惧がある。そういう危惧を受けながら質問を行いました、今後またこういう問題が出てくるということなので、課長含めて町長にはお願いをしておきたいと思います。非常にこの問題、今だけの問題でなくて、これから起きる問題だと思います。よろしく検討をお願いをしたいと思います。

次、2点目の農地取得に関してなんですが、今までは農地がほしい。規模拡大をしたいという農家が非常にたくさんいました。先ほど農業委員会会長が言われたように、今、農地が本当にほしいと言え、どこの農地でも出てくるような時代になりました。ところが耕作不利地、石のあるところ、傾斜のきついところ、それから真四角でないところ、条件の悪い土地はいらないよという農家が増えてまいりました。なぜそういうことになるかというと大型機械が入れない、入ってもすぐ端についてしまう、作物を踏みつけてしまう、今までは馬だとか小さなトラクターでやっておりましたが、面積が小さくても何とかやれたんです。ところが機械が大型化になると、いい土地でないといらないよと非常にそういう時代になりまして、この農地取得流動化に関しましては、もう売りたいくても売れない、その農地が余ってくる。その農地に3年もたてばヤナギが生えてくるという時代になってしまいました。この農地取得に関しましては、先ほど農業委員会会長が言いましたが農業公社が離農者からやはり土地を買い受けし、取得農家に対して貸す制度がございます。以前は10年もの、5年ものの二つがありましたが、現在は5年もの大体一つになって、特認で10年ものも残っているということになります。この農地取得に関しては先ほど言われたようにL資金の99.9%というものがございまして、これは無利子でございます。この農地取得資金、L資金を使いまして土地を買っていく。しかし、この土地を買った農業者がローンを組み、支払が始まる、5年たつと支払が始まる。農産物の価格が低迷し、所得増が見込まれない。一方、農地買い受けの償還圧がのしかかってくる。これらに関して、今後町として、先ほど課長が言われましたが、年数を限って利子補給するとか何か解

決策、方策はないのか、他の方策がないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1点目からも関連することですけれども、これから規模拡大の農家も増えてくるのではないのかと。村口課長のほうでもお答えさせていただきました。いつも十勝農業とオホーツクの農業の比較をされます。十勝農業は今、現状は私は正しく理解しておりませんけれども、限られたじゃがいもや限られた作物の中で規模拡大で大きな面積をやっている。しかし、オホーツク農業は多種多目の作目をやりながら、質的なことをして、そして農業生産力を上げているという特徴をもっているというふうに言われています。このことは、どちらが良いとか悪いとかということもさることながら、私はその自然条件やそれぞれの地域の歴史的な経過を考えてみると、ある意味では当然のことではないのかなというふうに思っておりますので、しかし、今、状況がこれは政策、政府の政策とものごく連動する問題であります。例えば訓子府でいいますと去年はやはりじゃがいもが大変いろんな問題抱えていた。わずかでも玉ねぎを耕作していればというような意見も私のところにも入ってきていますから、だんだん高台地区も玉ねぎにシフトしてきている。これが玉ねぎの耕作面積が増えて大規模化、ある意味ではしてくると、玉ねぎが先ほど須河議員から出たように、こけると大変な問題をやはり抱えていくということがありますので、やはり将来的に何を耕作をしていかなきゃならないのかというのは、国の食料政策と、それから傘下のJAきたみらいと連動したやはり将来に対する農業展望をどうしていくのかという明確なものを出していけないと非常に私は難しいというふうに思っています。これが1点目です。

もう1点目でいいますと、かつて個人に直接、国費・道費・町費が直接補助をするというのが、これは災害のとき以外はほとんどなかったというふうに記憶しています。しかし、今、バターの不足や生乳の価格の問題、飼料高騰等で今出てきておりまして、今年から昨年度の補正を通じて畜産クラスターというのが出てまいりました。今回うちの町で補正として8千数百万円の補正をお願いしているところであります。すなわちそれは畜舎の改築や、あるいはロボットの導入や、そして、さまざまな設備の導入に対して国は道を通じて直接2分の1の補助をやるという結果でございまして、私どもの町もこういう状況がやはり出てきておりますので、非常に希望者が多い。その点で言うと、これは私はTPP等をにらんだ上での政策ではないのかななんて勝手に考えているところですけども、ある意味では、こういった設備投資等の状況をにらみながら、TPP、国費や道費とも関連させ、JAとも一緒になって現実的な農家支援をやっていかなければならないんでないかなというふうに私は思っていますので、ここのところはやはり発言もかなり慎重にしながら将来を見据えていかなければならないんじゃないのかと思います。と申しますと、やみくもなと言ったら怒られますけども、計画性のない規模拡大や、あるいは国営事業等々を導入していくことが本当にいいかどうかということも含めて、やはりこれから考えていかなければならないんじゃないかというふうに思っています。

確かに農業公社が中に入って、先ほど質問に対して二通りあると、直接売買と農業公社が入って一時払って、そして5年もの、10年ものでやっていくと。しかし10年たったときに、その農業公社が一時借り受けてくれた人たちが農家の人たちが買えない、借りられないという状況がだんだん膨らんでくるのではないのかと。それを一時、市町村の町の

責任はどうするんだということも含めての議論があったように私は記憶しておりますけども、この農業公社の焦げ付きみたいな状況がもっともっと拡大するとすれば、改めてこれは農業者とそれから町とＪＡが一体的に、やはり組織的に検討し、農業者があるいは農業をやめる方たちも含めた支援というものを真面目にというか丁寧に考えていかなきゃならない時期にやがて来ているのではないかなというふうに私は思っています。

その点で言うと今日の答弁は農業委員会の会長と私のすみ分けをさせていただきましたけれども、これからはもっとある意味では、農業委員会と町がそれぞれの機関を代表しながら積極的な支援をどうあるべきかという検討にこれから入っていかなければならないんじゃないかなと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○８番（西森信夫君） ただいま、町長から明解な回答をいただきましたが、ＪＡきたみらいとの連携、これ訓子府が合併しまして１７、１８年たつわけですが、訓子府農協はございませんので、きたみらいと連携をしていくという、ぜひこれ農協とそれから町とそれから受益者、これ先ほど言われたように誰でもかれでもやりたい、土地を広げたい、機械を入れたいといっても、経営能力のないものに押しつけてもすぐやめしてしまうというようなものには、なかなか町としても助成できないということがございますので、やはりそこら辺を三者機関で精査しながら、将来に向かっていい方向に導いていただければなというふうに思います。今後お願いをしておきたいと思います。

それから、次、３点目の法人化への取り組みに移りたいと思いますが、法人化に関しては、非常に先ほど答弁がございましたが、訓子府町も法人化が進んでいるということです。ＴＭＲを含めて十何個か法人化をやっておりますが、やりたくても経営規模が小さい、もうやめざるを得ないという農家が何軒かあります。経営面積が小さくて。ただ非常に頭が良くて機械に明るくて、これ農家にしておけば、なかなかのやつだろうなというのがあります。聞いてみますと、やはり農家やりたいけど自分ではやれない。法人を組めばその中の一駒として、例えば場長でも、それから農家の経理でも担当がどこになろうが、そういう仕事をしたいんだという若者が結構います。やはり我々の時代は法人化なんていうのは、人と一緒になってやるということは、まず考えられなかったと思うんです。ところがやはり昔、我々の時代は一戸一あるじで非常に親方という感じが強かったんですが、現在の後継者は非常にサラリーマン化、農家でもサラリーマン化している農家が増えてきたと。そんな中では所得が合えばサラリーマンよりは農家がいい。雨が降れば休みだし、作業が早く終われば後は何日か休めるし、自分らで組めると。非常に若者は今の後継者はそこら辺は割り切っている考え方を持っています。やはり我々はいずれ本町からいなくなります、我々の子孫は永遠として残っていくわけですから、何らかのかたちで、やはり本町の農業を考えていかなきゃならんというふうに思います。先ほど町長に聞いたかったんですが、法人化に関しての町長の基本的な考え方を一度、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会の会長から前段のことについて発言があります。

農業委員会会長。

○農業委員会会長（清井敏行君） 先ほど農協との関係についてお話がありましたので、２７年３月におきまして、農協のほうから農地流動円滑化プロジェクトチームというのをつくりましたということで、それに対して協力支援を要請されましたので、訓子府町農業

委員会としても協力するということの旨を伝えております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） ただいまの法人化について、町の考え方ということで質問がございました。法人の育成等については、農業委員会も関わっていますので、それについて少し説明をさせていただきます。全道的な法人化の動向なんですけども、本道においては、地域の中核的農業の担い手として農業生産法人に対する期待がますます高まっております。将来の経営管理能力の向上、また、税制対策に加えて新たな経営展開を図る手段として人材の確保や福利厚生の改善を図る目的など、法人数は平成元年度から増えている状況でございます。いろいろ法人化については、メリットとデメリットがございますけども、メリットとしては、経営管理能力の向上をはじめとして、機械・施設の合理化、規模拡大、複数化や新規事業の展開が可能となっております。デメリットとしては、法人化により新たな義務、負担が生じております。法人経営により経営管理の厳格化が求められています。意思決定も組織としての決定ということになりますので、住民税の均等割や役員報酬の支払い方法などにより必ずしも有利ということではございません。設立といたしましては、法人化を検討するにあたっては、単に目先の有利性だけを考えるのではなく、なぜ法人化をするのか、その意義や目的について明確なビジョンを持ち、自らの経営の将来を考えて農家自身の意思により法人化について考えるということが必要かと思われれます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長、直接求められていますので、考えをお示しいただきたいと思います。

町長。

○町長（菊池一春君） 法人化に寄せる町としての考え方だと思います。K's フィードサービスがもうかなり年数、実績が増えてはいますけども、酪農家有志が当初10軒くらいから始まって、計画を練って行って、最終的には6軒、若干1軒増えたりなんかしているようでもありますけども、バンカーサイロを増やしていく、そしてかなりの部分で効率化を図りながら飼料の安価と、それから乳質の改善が図られているという実績については、私も聞いておりますし、全国的にみても、そういう法人化の流れというのは、やはり多くなっているというのが事実ですし、これからもまたそういったことが起きてくるんじゃないのかと。

今もう一つ、ご存じのとおり立ち上げて、北栄地区で土地を取得、あるいは法人化で何名かの方が若い人を含めて法人化に対して積極的に立ち上げを進めているという状況でありますので、町として、金銭的なうんぬんということとはともかくとしても、支援が求められた段階で可能な限り検討をJAと一緒にやっていきたいというふうに思います。

ただ、私はいつも、今回の法人のTMRについても言っているんですけども、問題は金の問題もちろんさることながら、もっと大切なのは、協同組合的な意識を家族含めて皆で持ち得るかどうかということが非常に大前提になるんじゃないのか。すなわち個々の農業経営の中でお互いに自分の課題や金銭的な問題も共有し合う、その上でお互いの共同的にやれるようなことをどうやって実現していくかということをややはりそのところから

スタートしないと、やがて頓挫していくことになっていくのではないのかということを申し上げています。例えばK's フィードサービスでいいますと一酪農青年が後継者がそこで働いていて、今もう実質的にはそこから離れて経営者になって、後継者として活躍している事例も出ていますから、いろいろなことがこれから期待されると思いますので、見守りながら、町で成し得ることをやっていかなきゃいけないだろうなというふうに考えています。

ただ、私の頭の中にもう一つありまして、やはり戦後の引き上げ農業者や、あるいはソビエト農村のミチュリンスク等の農村の中で共同経営的なそういったものを、会社とまでは、法人とまではいきませんが、そういう例えば食物やいろんな食べるもの何かは共有していくとか、家庭も含めて共有化の中で、崩壊していくときには必ずそういう家庭内の女性同士とか、あるいは生産者同士、あるいは後継者の数だとか、労働の使役の量の問題とかっていうことで非常に難しい問題が出てきますので、一つひとつ、やはり今の準備をされている方々が乗り越えていく、そのために制度やあるいは関係機関のお力添えをいただきながら、全体でつくり上げていくということの体制がもっと必要になってくるのではないのかなと思っています。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○8番（西森信夫君） ただいま、大変こう町長から前向きな答えをいただきました。法人化に関しては私も非常にトップリーダーになるリーダーの養成が必要じゃないだろうかと思います。全てに関してやはり目配りができて、指示ができて、やはりトップに立てる人間の養成をする必要がある。それからこれは本町だけではなくて、どこの農村の町としてもやはり法人化、将来、法人化が必要だろうというふうに考えていると思います。そのモデルケースになるべくして、訓子府がいち早く取り組まなければならんだろうというふうに思います。私の同僚で玉葱振興会役員時代一緒に活動した津別のある会長さんがいるんですが、だめになった地区の農地を借り受けして法人化を成し得ました。非常に反別大きくやっとうまくやっております。その人からコツはというふうに聞いたら、やはり人と人とが腹を割って話すことだと。やはり探りあっちゃだめだと。人の所得、人の家庭のことに口を出しちゃだめだと。やはり自分は自分という人間関係が一番大事だというようなことを言うておりましたが、本町がやはり今の若い後継者のことを考えると、まず、リーダー養成をしていただきたい。これは要請ですし、これはぜひ町として本腰を入れてモデルケースになるべくリーダー養成をしていただきたいというふうに思います。ここら辺のリーダー養成をする気持ちがあるのかどうかあわせて聞かせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） リーダー養成については、いろんな角度から、私どもも大変熱心に行っていると自負しております。若い青年団等については、国内研修等、毎年のように他に先駆けて、あるいは隣町の置戸町で対象者がいなくても自分たちで研修先を探して、西森議員がご存じのとおり、この間、報告会を行ったとおりのももありますし、さらにはJAきたみらいとも連動しながら海外研修についても、今年もフランスに、どこの単位農協よりも多いぐらいを派遣しているということもありますし、それから具体的には、今年度からというよりも昨年度からやっていますけども、地元にある農業試験場をやはり活用するというのが得策ではないのかと。昔、西森議員の時代だと農業試験場の研究員や普

及員等々と非常に「おい、こら」という関係の中で自分たちの作物や、あるいは生産向上のためにいろんな資料の提供をし合ったじゃないかと。そういうものを今の若い人たちのためにも、やはりやる必要があると。それで若い研究員と若い農業後継者たちが今、かなり課題を持ちながら、病疫の問題とか、いろんなことを今始まったところでありますので、ここも町も関わりながら、農業試験場と若い生産者と一緒になってやっているということでございますし、さらにＪＡきたみらいを通じてそれぞれの作目別の研修会等もかなり丁寧に関わっている状況ですので、一層これらについても西森議員のご指摘のとおりまさに後継者や生産者の実力といいたししょうか、力を蓄え伸ばしていくということが今、大切なことではないかなというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森議員。

○８番（西森信夫君） 町長から再度、答弁いただきまして、大変前向きな答弁があったと私は理解しました。今後の対応を見守っていきたいと思います。

以上、３点質問しましたが、これからやはりうちの町の基幹産業の農業、非常に問題が山積しておりますが、今後ともやはり前向きにいい訓子府町を残したいというふうに私も考えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上をもって、質問を閉じます。

○議長（上原豊茂君） 西森議員の質問が終わりました。

ここで、短いですが、午後３時１０分まで休憩といたします。

休憩 午後 ３時 ３分

再開 午後 ３時１０分

○議長（上原豊茂君） 定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

では、１０番、西山由美子議員の発言を許します。

西山議員。

○１０番（西山由美子君） １０番、西山です。通告書に従いまして町長にお尋ねいたします。

今回の質問は、３月の定例会に引き続き、スタートしてから１５年になる介護保険制度が大きく改正されたことに伴う町民への影響について、再度、具体的な内容を伺いたいと思います。

町民にとって安心して住みやすいまちづくりへの取り組みについて。

訓子府の町民が年をとって病気になったり介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、行政サービスの周知と地域と行政の密接な信頼関係と細やかな連携が重要と考えます。

介護保険制度が改正されてますます地域での見守りが必要とされますが、２９年度実施までの準備期間にどのような地域との協力体制を築いていくのか、町長の考えを伺います。

一つ目、本町の「地域包括ケアシステム」とは、具体的にどのような内容なのか。

二つ目、社協の「小地域ネットワーク活動推進事業」をもっと地域にＰＲし、拡大すべきでは。

三つ目、ボランティア事業の現況と今後への拡大に向けてどう考えるのか。

四つ目、地域包括支援センターと社協の役割の位置付けと連携の必要性をどう考えるのか。

五つ目、3年後の介護予防・日常生活支援総合事業として、どのような内容を考えているのか。

以上、5点伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民にとって安心して住みやすいまちづくりへの取り組みについて」5点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「本町の地域包括ケアシステムとは、具体的にどのような内容なのか」とのお尋ねであります。が、「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年は「2025年問題」と言われているように、高齢者を取り巻く社会環境が大きく変化し、世界のどの国も経験したことのない超高齢社会を迎えようとしております。後期高齢者の増加率は特に都市部ほど顕著と言われておりますが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けての取り組みが始まっております。

人口が横ばいの中で75歳以上の人口が急増する大都市部、75歳以上の人口の増加は緩やかではありますが、人口が減少する町村部等、高齢化の進展状況は大きな地域差が生じております。「地域包括ケアシステム」は、保険者である市町村が平成37年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「地域包括ケアシステム」を構築していくこととしております。

国は、今回策定した第6期介護保険事業計画以降を「地域包括ケア計画」と位置付けており、本町においても平成37年に向けて、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、第6期計画では「住みなれた地域で、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまち」を基本理念として、介護保険制度改正への対応や、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進していくこととしております。

次に、2点目の「社協の小地域ネットワーク活動推進事業をもっと地域にPRし、拡大すべきでは」とのお尋ねでございますが、町社会福祉協議会では、この事業の推進にあたり、平成24年度に実施要綱を策定し、参加者相互の交流を図りながら孤独感の解消や、生きがいづくりに有効と思われる活動に対して一部を補助しております。今年度、補助を申請している町内会は、東幸町、東町、若富町、日出町の4地区となっており、取り組む事業の内容はいずれも高齢者を対象とした交流や、健康維持などを目的としたものとなっております。

このように、地域が主体となってボランティア的な運営による高齢者のささえあい事業は、公的福祉サービスだけでは解決できない生活課題に対応する「新たな支え合い」として、重要な取り組みであり、今後も町としての支援を継続したいと考えているところであり、ご指摘のとおりこうした事業のPR活動を社会福祉協議会と共に拡充してまいります。

次に、3点目の「ボランティア事業の現状と今後への拡大に向けてどう考えるのか」とのお尋ねでございますが、町社会福祉協議会では、平成21年度からボランティア推進事

業として、ボランティアセンターを設置し、住民相互が交流するなかで地域福祉の向上を図るために、実践者と利用者の登録方式を採用して取り組んでおります。

平成26年度の実績につきましては、実践者登録が49名、利用者登録が14件で、派遣実績は9件となっており、その内容については、通院の付き添い・住宅清掃・話し相手・行事手伝いなどとなっております。

ボランティア活動については、高齢者を対象とするものが圧倒的に多い状況であり、将来的に高齢者が地域で安心して生活できる環境づくりを考えたとき、地域住民の自主的、自発的なボランティアによる社会福祉活動への参加を一層促進していく必要があると認識しております。

次に、4点目の「地域包括支援センターと社会福祉協議会の役割の位置付けと連携の必要性をどう考えるか」とのお尋ねでございますが、社会福祉協議会の社会的使命は、地域の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指すこととされており、特に、この度の介護予防給付をはじめとする介護保険制度改正については、全国社会福祉協議会が先頭に立ち、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、それぞれの市区町村社会福祉協議会でも、これまでに培った地域内ネットワークを活用して、積極的に事業の立ち上げに参画することを明らかにしております。

町社会福祉協議会との連携につきましては、認知症高齢者の支援に関わる「認知症サポーター養成講座」や、地域での介護予防活動を支援する「介護予防サポーターの養成講座」など、高齢者への支援の担い手として活動できるボランティアの養成を共同で行っております。さらに、町社会福祉協議会では介護保険サービスなどの公的サービスでは対応できない、特に地域の高齢者の見守りや孤独・孤立を予防するための傾聴ボランティアの養成や派遣に取り組んでいるところです。

また、町内の介護サービス提供事業所として、居宅介護支援や訪問介護サービスの提供などの介護サービスの一翼を担っていただくとともに、公的サービスでは対応できないニーズへの対応として、地域のひとり暮らし高齢者の見守り事業やボランティアの派遣、私的契約による「ホームヘルプサービス」の提供や町の「障がい者外出支援サービス事業」を受託していただいております。

本町においては、平成29年度に開始する介護予防・日常生活支援総合事業に向けて、地域包括支援センターと町社会福祉協議会が連携・協力するなかで、研究会を立ち上げ、関係機関による協議体の設置やその中心的な役割を果たす「生活支援コーディネーター」の設置などについて、検討を重ねているところであります。

最後に、5点目の「3年後の介護予防・日常生活支援総合事業として、どのような内容を考えているのか」とのお尋ねでございますが、第6期介護保険事業計画における介護保険法の改正において、「地域包括ケアシステム」の構築のため、介護度が軽い「要支援1」と「要支援2」の予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護については、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなっており、本町では平成29年度からの実施としております。

介護予防・日常生活支援総合事業については、市町村が住民の自主的な活動などの地域資源を十分に生かして、今後の超高齢社会に適応した地域づくりを地域住民と協働して行

うことが求められており、高齢者の健康状態・ニーズを把握し、加齢に伴い支援が必要になっても、安全・安心に暮らしていくためには、どのようなサービスが必要なのか、さらに、どのような社会資源が活用可能なのかを分析しなければなりません。

また、この事業は、地域住民、行政、民間事業者、そして、ボランティア等の地域のコミュニティにより支えられていくことが求められており、推進するための基盤整備につきましては、4点目で申し上げましたとおり、今後、町と社会福祉協議会等において、情報共有や連携強化のための「協議体」を設置し、具体的なサービスメニューについて、検討することとしております。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） ただいま、回答いただきましたが、29年度から実施ということで、まだ質問してから3か月しかたっておりませんから、現場ではそんなに動いていないんだと思うんですが、たまたまこれは多分、全地域12町内会、19実践会を各担当の保健師さんたちが回って、今、町長がご説明あった地域包括ケアシステム、一体化しているというんですが、こういう「ご近所の見守り、支え合いでまちづくり」というパンフレットを持って、各町内会長さんや地域の民生委員さん、健康推進委員さんたちを中心として話し合いをおそらくどういうかたちでなのか、全地域もう回っているのか、ちょっとその状況をお聞きしたいと思います。もしまだ全体的に回っていないのであれば、今まで回った中での反応も含めてですね、ちょっと計画的なことを教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、29年度から実施します介護予防・日常生活支援総合事業の関係で、各地域を回っているということで、その状況について、どうかということでございますけども、今年度から「ささえあいプロジェクト」ということで、高齢者に関わる地域の課題を地域住民と関係機関が共有しまして、高齢者を支える地域づくりを図るということを目的にして、このプロジェクト事業を進めておりますけども、その中で全部で全町内会・全実践会、29か所ぐらいあるんですけども、これいっぱいにはできないということで、3年計画ということで、1年大体10か所ということで、今年10か所を予定しております。それで内容としましては、1町内会、1回目は地区の役員さん、民生委員さん、健康推進委員さんなどの役員さんを対象とした地域の役を持っている方を中心に意見交換をして、いろいろな地域の状況を意見交換して把握することと、それと2点目にその後、地域懇談会を開いて全員に集まってもらって、その題材として、認知症サポーター養成講座ということで、認知症の状況うんぬんというのを講師を呼んで話を聞いた後ですね、地域の問題について、課題等について話していただくということで進めているところでございます。それでこれは4月から実施しておりますので、今年10か所でございますので、まだいろいろ町内会・実践会、希望が上がった順からきていますけども、実践会の方は秋口、11月とかという希望もありますので、現在のところ町内会で2か所ほど、日出町とそれともう1か所、旭町もこの間やって意見交換会をやっている状況でございます。それでいろいろな話、てん末で上がってきますけども、町の状況等について、

それぞれやはり地域の置かれている状況いろいろありますので、そういったことで意見交換がかなり行われているということで、情報共有もできたし、意識の啓発にもなっているかなというふうに考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 日出町町内会にも、もしかしたら一番最初なのかもしれませんが、そういう集まりが確か1回ありました。会長含めて役員の方たちもちょっと戸惑っているのは、ご近所で見守り、支え合い、本当にここに書いてあるのは、地域としては、ものすごい理想的な内容なんですね、確かにこういうところに住んでいたら今、ひとり暮らしの方が多かったり、家族が遠くに離れていたりして、本当に安心だろうなと思うんですが、やはりその12町内会、19の実践会、それぞれの地域性というのがあって、なかなかこの絵に描いたようなわけにはきつといかないと思うんですね。それで、なぜこういうことを町が始めたのかというと、多分先ほどから言っている介護保険制度がきつともうどんどん介護保険を使う人たちが増えていって頭打ちなのかなと私は思っているんですが、軽度の人たち、要支援1・2の人たちを給付から外して、各自治体でその方たちのサービスを行いなさいという制度ですけれども、今まで例えば介護保険というのは、15年前から始まりましたけれども、40歳以上の方がもう死ぬまで払い続けるわけですね。国民皆で介護の状況を支え合おうというシステムだと思うんですが、それ税金とはまた違う介護保険料だから義務とっていいんでしょうか、よくわかりませんが、義務として国民皆は払っていますよね、それぞれの所得に応じて。権利として考えた場合、例えば、やむを得ずですね、本当に自分ひとりではなかなか暮らしにくくなったと。やはりいろんな人に相談して、きっと本当は人の世話になることなんか本意ではないとどなたも思うんですが、でも一人じゃ暮らしていけなくなったときに初めて、町長がいつも言う役場に相談に来なさいと、地域包括支援センターのほうに相談に伺って、そして1か月かけてようやく自分の介護度というのを判定されるわけですね。それが要支援1・2となると、まだそれほど介護を多く必要としないけれど、今後において危ないよという多分そういう段階だと思うんですが、それでも介護保険料を払っている国民にとっては権利ですよ、介護サービスを受ける権利だと思うんですね、それが保険制度が危うくなったからといって給付から外れるという、そういう考え方自体がちょっと私は納得いかないんですが、でも国のやっていることなので仕方ないんですけれども、それをさて訓子府町が自治体としてそういう方たちを受け入れる場合、その自治体に任せるというふうに書いてあったんですが、財源も含めてですね、どういうかたちで、訓子府町としては、今のところどう考えていらっしゃるのか。この地域包括ケアシステムというのが、そことどういうふうに連動していくのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、国の方で要支援1・2が給付から外れて地域で見ていくということで、町としては、どういう事業になるのかということと、地域包括ケアシステムがどういうふうになるのかということのご質問でございますけれども、国の方では、要支援1・2を給付対象から外して、地元で、地域で見ていただきたいということで、確かに費用的に介護費用がどんどん膨らんできております。そういったことで、これ以降であると、全国の保険料も5千円を超えているということもありますし、他の町もど

んどん上がってきているということで、これ以上の負担はなかなか権利としてあってもですね、制度自体がもたないんじゃないかということで、国の方もできるだけ軽度の人は地元の方でやっていただければということの考えでもありますけども、逆に言えば、それによって地域がそういうことで軽度の部分の方を担っていくということになりますと、地域の活性化にもつながりますし、また、見ている方もボランティアとして参加することによって生きがいを感じたり、その人も元気になるというような、そういう効果もあるというふうに考えているところでございます。

それで本町といたしましては、どう考えるかということでございますけども、要支援１・２の方というのは、年間ですね、町の部分でいきますと３０名ぐらいの方が対象となっております。通所介護、訪問介護の部分が今回移行されるんですけども、大体９００万円ぐらいの介護のほうの予算になっているということでございます。それで今後その部分を地域支援事業に移行されますので、その中でサービスをやることになっておりますけども、本町としては、今までのサービスを低下させないということを念頭に要支援１・２を進めますので、費用的な部分でいうとですね、下がるかどうかというのは、その人数にもよりますけども、総体的な人数はそんなに上げませんし、介護保険の事業費自体が４億９千万円のうちの９００万円ということでございますので、パーセンテージ的には低いのでございますので、そんなに負担にはならないかなということで、とりあえず現状のサービスを低下させない、そしてさらに今後の３年間の２９年度の開始までに多様なサービスがあって、そのサービスに置き換わるもので、もっといいものがあれば、そちらにシフトしていきたいというふうに考えておまして、その辺はいろいろな調査、今も進めてですね、３年後に向けて準備を進めているところでございます。

地域包括ケアシステムにつながるのかということでございますけども、最終的には、地域包括ケアシステムというには、医療と介護と生活支援と、住宅を中心にしてやる部分でございまして、その部分の介護と見守りの部分をしっかりとすることになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○１０番（西山由美子君） 今、課長のお答えのとおりだと、本当にそうなればいいなという思いなんですけど、それを地域にやってくださいというのか、ただ投げかけても、本当に先ほど言ったように農村地帯と町内会、町内会でも例えば去年ですか、未来づくり大会で発表を聞きましたけれども東町とか東幸町とか、五、六十代の本当に元気な活発な積極的な方たちがたくさんいる町内会は本当にこれからも大丈夫でしょうけれども、その地域性がいろいろあると思うんですよね、だから３年かけて、ただその地域にこれから助け合いチームというか、こういうふうに地域をしてほしいというふうに投げかけても、皆さん本当に戸惑うと思うんですよ。ボランティアというのも先ほど数字が上がっていましたが、なかなかボランティアセンターが開設されても個人の登録者がなかなか増えないという現状も社協でおっしゃってましたし、ボランティアというのも例えばなさっている方たちは自分たちの自主的な姿勢でやっていますから、もちろん報酬がいるとか、そんなことは思わないでしょうけども、やはりお年寄りが人の世話になるということに負担を感じる方もいらっしゃるから、ボランティアというのもそこら辺が地域的に難しいと

思うんですね。全然知らない人が来てボランティアするということもとても難しいし、だからボランティア活動を今後広めていくとしたら、もう少しボランティアとは一体何なんだろうということも含めて、そして、利用する方ももっと遠慮しないで利用できるんだよということも含めて、それこそ地域でそういうことを地域力をアップするためにもっと職員の方たち、社協さん中心なんでしょうけれども、PRが必要なんじゃないかと。3年あるといっても本当にすぐ過ぎてしまいますし、その3年の間に認定を受ける方たちがどんどん増えていく可能性もありますし、訓子府町は今まで私も何回も言っていますし、河端議員も他の議員さんも、街の中に皆で気楽に寄り合うサロンがほしいと言ってもなかなか本腰を入れて実現できないのが現状で、どこに問題があるのかなと。そこは町長のお答えの中にいつも住民が自主的に行ってくださいというんですが、ボランティアでさえ、なかなかいないで、自主的にやるということも、ただポンと住民に投げかけてもすごく難しいと思うんですね、確かにボランティアをすることで自分も元気になる、人の役に立つ、うれしい、喜んでもらえたらありがたいという、そういうお互いにメリットがあると思うんですが、そこで今回いろいろ細かく質問したのは、社会福祉協議会と福祉保健課、要するに行政と社会福祉協議会が、私も議員になってようやく、ああ、こういう費用的にもこういう関係なんだというのがわかったんですが、そもそも全国にある組織ですよ、社会福祉協議会というのは、どちらかというと住民と、要するに地域と実質的につながっている、つながっていける事業をたくさんなさっていますよね。だからその福祉保健課と社会福祉協議会の役割分担をもっと明確に町民に対しても明確にすべきだと思うんですね。そしてあまり社協に関して議会であだこうだとは言えないというのは私もよくわかっています。社協というのは、皆さんからの寄付や、町からも助成が入っていますし、それから評議員会、理事会で構成されていますから、その中で話し合うのが本当なんです、実態をみると理事会、評議員会も充て職の方たちが多いので、なかなか本音わからないという声も聞こえてきます。ですからこれは町から歩み寄るといったら変ですけども、補助をあげているんだからこうしなさいとかって、そういう何かこう壁があるような気がして私にはならないんですね、そうじゃないかもしれませんけれども。もっと社協の方たちと福祉保健課のもっと細かな密接な話し合いがあって、そしてお互いの役割分担で地域に入っていけばもっと変わってくるのかなと。個人的にボランティアやりたいと言って始めた方がやはりボランティアというのは余裕がなかったらなかなかできませんけども、すごく意識的には自由だと、仕事、お金をもらう場合は仕事ですからあれですけど、自分の自由な意思でやれるんだということがいいんだよとおっしゃっている方もいました。そこら辺のボランティア精神の拡大というか、これは社会教育にも関わってくるのかもしれませんが、実際に今までずっと長いことやられた方たちとか、そういう意見も踏まえてね、やはりもっと底辺に広げていくという努力が必要なんじゃないかと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、社協と行政というか、福祉保健課との役割分担をもっとしっかりした方がよろしいのではないかとことのご質問があったと思いますけども、今、議員がおっしゃったように社会福祉協議会というのは地域全体を広く対象にして、子どもからお年寄りまで地域全体の福祉の増進ということでやられているという

ことでございます。逆に地域包括支援センター、福祉保健課でやっています地域包括支援センターは高齢者を対象にやっている部分でございますので、その部分が重複しているという状況でございまして、その辺の重複の部分については、社会福祉協議会と連携して調整しているところでございます。具体的には、地域ケア会議ということを定期的に関いて、その中でいろいろな介護事業者関係、福祉関係、社会福祉協議会も含めて、そこでいろいろな協議をして地域の課題や問題点を整理させていただいているという状況でございます。そういうことで進めていることでございますけど、今、議員おっしゃったように、もっと連携してということの意味合いもわかるところでございますので、その辺を十分今後さらに詰めていきたいということと、今後29年度までに協議体というのを立ち上げることになっております。これはいろいろ29年度から介護予防・日常生活支援総合事業のメニュー等を協議するんですけれども、そこにも社会福祉協議会、そして町も入ります。いろんな介護事業者も入った中でどんなサービスが必要か、どんなボランティアが必要なんだ、その辺の方も協議をしていくということと、あと生活支援コーディネーターというのも法律上配置しなければならない、この配置先が町になるのか、社会福祉協議会になるのか、まだどうなるのかもはっきりとは決まってませんが、その生活支援コーディネーターが地域と事業者、そして町とをつなげてですね、今いったなかなか地域ではボランティアとか、そういう部分使いづらいという部分をですね、うまくつなげるという役割を持ったコーディネーターということになっております。実際はこれから協議することになっていますので、詳細については、わかりませんが、そのような状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） すいません、五つも項目を分けたのに行ったり来たりして申し訳ありません。河端議員は本当にボランティアをずっと長いことやっていらっしゃってあれなんです、私自身はもうボランティアっていうふうに意識してしたことはないので、今回ですね、ボランティアを意識したわけではないんですけど、民生委員さんの方から、町の民生委員さんの方から、こうちょっといろんな話をしているうちに何かやってみようかと言って、前回、先月ですか、「ふまねっと」をやったんですけど、そのときにどうしようかと言って自分たちでパンフレットをつくって、最初、高齢者限定にしようかと言ってたんですけど、でもやっぱり若い人も来たっていいじゃないということで、一応日出町内に皆で健康推進委員さんも手分けして配ったんですね、そしたら22人の方がいらっしゃってくれて、その中には今まで本当にあまり行事にも出なかった人とか、老人クラブにも入っていない方とか、久しぶりで皆の中に来たよという人も本当に少ないんですけどいらっしゃって、ああそしたら、やはり何かちょっと動けば少し見えてくるねというお話をし、それでその中で保健師さんに最初は北海道の社協の中でこういう助成がありますよって、それは25万円が上限で、それはすごいしほりがあるんですね、60歳以上の方で7人以上のチームでなければだめと、たまたま私が声をかけたのは、私が一番年寄りで、皆さん若かったんで、これはだめだねということ。それで小地域ネットワーク推進事業というのが社協さんにあるということがわかって、いろいろお尋ねしたんですが、これは一応限定としては町内会とか実践会に助成するんですよということで、何とかそこは町内会ではなくて、私たちのチームとしてお願いできませんかということで承諾してもらって、ここに日出町と書いてありますけども、この事業というのは、本当に年間2万円で何に使っ

てもいいんですね、だからそれこそ皆さんに配るパンフレットの資料代だったり、皆を呼んでお茶会をするときのお茶代だったり、飲み食いしても大丈夫なんですけど、すごく手軽なボランティアを初めてやる人にしてはとても手軽なあれだなと思って、これをもう少し柔軟に町内会だけじゃなくて、助け合いチームとして、先ほど言っていच्छやった支え合いチームとして新たに地域で生まれるべく、その手段として、こういうのをPRしてはどうかと思って項目に書いたんですよ。社協さんに聞いたら一応まだ三つぐらいの町内会にしか出してなくて、多分予算の枠があるんだと思うんですね、だからPRしちゃうと予算がないので、福祉保健課にお願いしなきゃいけないんだという話、内情を聞きましたので、もっと町としてですね、母体は社協でもこういうことから一人でボランティアをやれといってもなかなか難しいので、チームづくりをしようというところから育てていくのが大事かなと思って、今回項目にあげてみました。それでずっと心配だったのが、先ほどにまた戻りますけども、要支援1・2の方たちが、今のところは、それじゃあ今までと変わりなく介護予防訪問介護も介護予防通所介護も今までと同じようにできるということで解釈してよろしいんでしょうか。デイサービスに通ったり、ヘルパーを呼んだりすることはできるんですか。それと社協さんが今やっていますよね、そのことで社協さんの活動に影響がないのかどうか、その2点をお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 要支援1・2の関係、このままできるかということでございますけれども、事業名義としては今と同じくですね、今給付でやっているものを地域支援事業の介護予防の中でやることは可能でございますので、まずそういうものが必要な方に関しては、それを継続するという考えではおりますので、サービス低下を招かないということで可能でございます。

それともう1点の社会福祉協議会でやられている事業ということで、ちょっとすいませんお願いします。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 社協さんでホームヘルパーを派遣したりしていますよね、認定している方、だから要支援1・2の人も社協さんでホームヘルパーと、それから通所介護していますよね、それを地域支援事業に移行した場合に社協さんの事業に影響はないかということを聞きたかったのです。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 影響はないということで、同じように給付でやった部分につきましては、地域支援事業の方で社協さんにやっていただくという方向でありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） それでは、第6期の計画の中に予防給付費の推計という表がありますね、そこに平成29年度から介護予防訪問介護と通所介護がぐっとこう減ってきてまして、32年度からゼロになっていますよね、そしてそれが町の地域支援事業費の中に入っていくんですよね、増えてますからねこちらね。そしたらこの地域支援事業の財源というのは、どういうふうになるんですか。給付費はゼロですよ、外されますよね、そして地域支援事業費のこの32年だと2,300万円、全部で2,800万円ぐらいになっ

ていますけど、そういう財源はどういうふうになるんですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 今、財源の関係でございます。地域支援事業も介護保険制度の中の一つで給付の方と地域支援事業と市町村が実施する部分でございます。地域支援事業の部分につきましても、給付の部分につきましても介護予防については同じ負担割合で同じなんですけど、ただ上限額というのがありまして、その現在で言うと給付費の３％以内のうちの介護予防は２％以内とかというルールがあるんですけども、今回総合事業になりますと、その辺につきましては、若干増やしていきたいということと高齢者の伸びで増やしていくということで国の方から言われておりまして、詳細については、ちょっとその辺いくらということはまだはっきりわかっていないんですけども、そういう状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○１０番（西山由美子君） わかりました。そこら辺の表の関係がちょっとわからなかったので尋ねたんですが、要するに、これから高齢者の方が減っていくんじゃないんですが増えてきますし、先ほど町長の回答の中にありました２０２５年といいますと、私も高齢者の真っただ中なんですけど、そういうやはり今抱えている状況の人たちも含めて不安なことがないように、しっかりと社会福祉協議会と行政とが、やはり向き合うのは町民の方に向かってですので、ぜひ手綱をしっかりしめて、地域との連絡、連携もしっかりしてボランティアを育てながら、この地域包括ケアシステムがこの絵のように、絵に近づくように、まだ私ちょっと全然見えないんですねこれ、だからそういうふうに期待して、今回この質問は終わります。

二つ目の質問に入らせていただきます。

若者がこの町に定住できるための施策について。

いくら少子高齢化や人口減少を嘆いても事態は何も変わりません。まして疲弊している地方に都会の高齢者を移住させようなどという安易で人権無視の考え方には賛成できません。

まず、早急にすべきことは、若者がこの町に定住できるための施策だと思います。くねっぷ型の地方創生総合戦略として、真剣に考える時だと思います。その具体的なアイデアを町長に伺います。

一つ目、高齢世帯と子育て世帯が合理的に住み替えできるための空き家、持ち家などの活用、利用の考えはないか。

二つ目、結婚したいと考えている独身者のための公的な相談窓口や「世話やき隊」などのようなチームづくりが今こそ必要では。

三つ目、子育て応援として、多子世帯への積極的支援をどう考えているのか。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「若者がこの町に定住できるための施策について」３点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、１点目に「高齢世帯と子育て世帯が合理的に住み替えできるための空き家、持ち家などの活用、利用の考え」についてのお尋ねがございました。

高齢世帯の住宅問題につきましては、私のところにも一戸建て住宅の維持や住宅構造の関係で公営住宅への入居希望の声も寄せられており、地域課題の一つとされているところであります。

議員が言われる高齢者世帯などが維持できなくなった一戸建て住宅を、部屋数の多い一戸建て住宅を求める子育て世帯へ賃貸または譲渡する合理的な住み替えに空き家や持ち家などを活用して行うことは、理想的なかたちでございますが、一方でその高齢者世帯等の受け皿として、サービス付高齢者賃貸住宅、シルバーハウジングや公営住宅などの整備が前提となり人口推計においても75歳以上が数年でピークを迎え、その後は絶対数が減少すること、子育て世帯人口が減少する状況などからは、全てを公的施設で充足することは困難であり、需要と供給のバランスから空き家を増加させることにつながる懸念もあります。

また、子育て世帯の公営住宅応募状況をみると、設備の充実した住宅への希望が多いことなどからは、現実的には良好な住居環境が求められていることも事実であります。

そういった状況からは、今回提案させていただいている空き家対策事業において、リフォームや中古住宅購入の費用に関する助成の制度化にあたっては、子育て世帯に対する支援を第1弾として実施することとし、高齢者住宅対策については、今後の検討課題であると考えていますので、ご理解をお願いいたします。

2点目に「結婚したいと考えている独身者のための公的な相談窓口や『世話やき隊』などのチームづくりが今こそ必要では」とのお尋ねがございました。

社会的現象として未婚化、非婚化は、国全体で問題化しているところであり、内閣府調査によると生涯未婚率は1970年代から急上昇し、2010年には男性20.14%、女性10.61%となっています。

また、結婚年齢の平均が男性30.8歳、女性29.2歳であり、晩婚化も進み、少子化への影響も大きくなっています。

世話やきおじさん、おばさんや親せき関係者を介して出会いの場を設定し、結婚までつなげていった時代もありましたが、現在では仲介者も本人も昔の慣習や結婚後の責任などを避ける傾向があることから、今まで以上に当事者、親の意識や信頼関係が必要だと思います。

そういった意味からは、公的な相談窓口がそのような役割を担うことができるのか、もっと言えば隣の世話役、向こう3軒両隣の町民による自発的な「世話やき隊」が現実的と考えますので、先進地事例などを研究してみたいと思います。

3点目は「子育て応援として、多子世帯への積極的支援」についてのお尋ねがございました。子育て支援につきましては、一つの事業をもって完結するものではなく、ハード、ソフトともに一体となって事業展開を図り相乗効果をあげる必要があります。

そのようなことから、私は重要な施策の一つとして位置付け積極的に進めてまいりました。

そういった中で、ハード面では現在進められている就学前の教育・保育を一元化した「こども園」の開設は、私が描いていた思いとして一歩前進できたと感じているところです。

しかし、この子育て支援に限らず、地域の課題は毎年のように出され、財政状況を見極めながらその課題を歩みは遅くても解決していかなければなりません。

議員が言われる「多子世帯への積極的支援」につきましても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標である「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の一環として、多子世帯保育料応援補助金をはじめとした子育て支援対策を地方創生先行型事業として実施していますが、子育て期間、特に義務教育までは保護者の所得等に関わらず平等なサービスを受けることは、国の責任ではないかと思っています。そういった意味からは、まだまだ不足する支援策ではありますが、財政状況や財源の裏付けを見極めながら進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 質問に入る前に、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 1点目の空き家対策については、先ほど堤議員の方で詳しく聞いていただきました。感想として、遅すぎるという感想、これは私も感じてはいたんですが、何年か前に日出でも公営住宅を去らなきゃいけないという人がおっしゃっていたのは、一生懸命、空き家を探したんだけど、わからない、情報がないということで、残念ながら出ることになりましたという、その言葉を聞いて、ああ訓子府は空き家が少ないのかなと思っていたんですが、調べたところ90軒あるということです。これは、その90軒のデータベースの整理というのは、もう行っているんでしょうか。それから多分そう簡単にできる、例えば住み替えというのはすごい難しい問題だと思うんですが、それぞれ空き家の所有者とそれから住み替えをしたい子育て世帯、または高齢者世帯の月並みですけど、その実態を知るためのアンケート調査などの考えはあるのか、その2点をお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、質問で空き家の部分のデータベースのお話が出されました。一応、25年10月に町内会・実践会を通じて調査をした結果でございますけども、実態とすると中に入らせていただけていない。他人の所有物ですので、そういう意味では、仏壇があったりですね、そういった部分の情報というのはないという状況でございますので、一応その部分のデータは整理されてございますけども、それが本当に空き家かどうかという問題というのは、今後の課題になるかなというふうに思っております。あわせて空き家バンク自体は所有者が希望された部分の登録でございますので、そういう意味では、全数量がバンクに登録されるということは、ちょっと不可能かなというふうに現在考えてございます。

それと住み替えの部分でございますけども、町長の答弁でも申し上げましたけども、非常に問題もはらんでいるということもございまして、議員先ほど言われた受け入れ先というのは、高齢者は特に単身なり夫婦世帯になるということで特別な部分の施設等が必要に

なるのではないかという想定もしてございますので、そういった意味では、検討の中で検討させていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） あと何か先ほどの答弁の中でだったか、先進地を参考にということもありましたけども、どこか訓子府町として参考にしている町があるんでしょうか。私もいろいろ調べてみましたけれども、後志管内は15市町村で連携というんでしょうか、広域でこの空き家対策をずいぶん前からやっているようです。そういう方法もあるんだなと思って関心して見ましたが、その中で内地ですけど、新潟市の中でちょっと面白いなと思ったのは、その空き家を三つのタイプにわけらるんですね、それが福祉活動活用タイプと文化活動活用タイプと住み替え活用タイプ、これは多分その細かなデータベースができた上でできることだと思うんですが、福祉活動活用タイプというのは、地域交流に使ったり、高齢者の共同、先ほど言ったシェアハウスに使ったりとか、障がい者のグループホームに使ったりという活用です。文化活動というのは、市ですから、いろんな若者たちの職業に結びつくような活動にシェアハウスとして使う。住み替えは、うちの町が今やろうとしている子育て世帯向けとか、高齢者、障がい者、一般向けの住宅に住み替え、そういうふうには90軒のうち半分とおっしゃっていましたが、その半分を用途別といいますか、そういうふうに分けてやることも一つの方法なのかなと。これからまだまだ模索していかなくちゃいけない対策はあると思いますけれども、これが町の活性化につながるように、ぜひ一歩前に進んだ対策をとってほしいなと。国でこういう法律ができたからやるのではなくて、きっとこれ1軒でも2軒でも利活用することによって、また新しい風が吹くのかなと思いますので、ぜひその辺、難しいとは思いますが、今後の施策に期待したいと思います。

二つ目の結婚の問題です。

これはだめだと思うけど一応やってみるよといろんな人に声をかけてみました。それで町民課の課長に「訓子府で独身の男性、女性、どのぐらいいるかわかりますか」と聞いたら、それは戸籍ではわからないと言われたんですね。「どうやったらわかるんですか」と言ったら、「国勢調査でならわかるかもしれない」ということで、5年前ですけども、今年、国勢調査がありますよね、5年前のデータなんですけども、これ本当に人数だけですから、個々のそれぞれの事情があると思います。だからどこまで正しいかはわからないんですがおおそなんですね、20歳から39歳までは合計で477人いらっしゃいます。男性が289人、女性が188人、もう少し広げて20歳から59歳までにしますと総数で627人、男性が392人、女性が235人、結構いるんだなと思いました。テレビ報道でもやっていましたが、今、結婚したくない若者が何と都会でも3割、4割いらっしゃる。これは何なんだろうと思うんですが、いろんな理由がそれぞれにあると思います。でも私はある人の言葉がすっと耳についているんですけども、この方は50歳代で結婚しました。全く違うところに住んでいて、そこの会社の社長さんに50歳になったときに一度くらい結婚してみなさいよと。人は結婚することで一人前になるんだよと励まされたのか背中を押されたそうです。それで勇気を出して北海道まで来たらしいんですけど、なかなかお互い50歳代ということもあって、最初はとても大変だったらしいです。でもその方の言った言葉の中に、お互いが変わるようになってから夫婦として認め合

うことができるようになった。年数はかかったけれども、そして、幸せに暮らしています。ですから、今、結婚したくないと考えている若者も当然いるんでしょうけれども、本当に結婚が全てではありませんし当然、いろんな人間が住んでいて、いろんな選択肢があるという中で、町長がすべての町民にやさしいまちづくりと、そういうふうに掲げていますから、中には結婚したくてもなかなか出会いがないんだよということで悩んでいる男性、女性もいらっしゃると思うんですね。それで、どうしたらいいかという私はいいアイディアなんかないんですけども、ある女性が今はとにかくインターネットとかメールとかで簡単に人と通信できると。でもその裏側には、ものすごい不安というか、不信感というか、相手に対する、それだけではアドレスがわかっただけでは当然そんなことはできないし、やはり昔式のお見合いというんですか、きちんと情報がわかった上で、この人に会ってみたいわという、紹介者がいて、そういうのもいいよねという女性もいました。だから本当に選択肢だと思うので、行政の中でやっている町もあります。それがどこまで効果が出ているかどうかは詳しいことはわかりませんが、北海道の場合は、ほとんどが担い手対策ですね、だからどこも農家の跡取りの方たちに対する対策を助成を出しながらやっています。もし聞けるのであれば、訓子府町の担い手対策の中の結婚に向けた支援は今、現状どのようなになっているか。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） ただいま、担い手対策の活動内容についてのご質問でございます。

訓子府町農業対策推進協議会では、担い手の育成、確保と配偶者対策ということで活動をすすめておりますけれども、その中で、これは一部なんですけれども、交流会出会い事業という中での活動でございますけれども、1点目としては、J A 青年部の女性との交流会、これについては、J A 青年部主催に対する事業費の助成を2分の1行っているところです。これはJ A 青年部が北見市の昨年の例でいきますと北見市のあるホテルでJ A 青年部19名、それから女性20名と合計39名の出席で行ったやつに対する助成を行っております。

次に、2点目については、北海道ふれあいツアーの参加に対する参加者への助成でございます。これについては、農業担い手育成センター主催でございますけれども、その参加者に対して負担金の助成を行っております。昨年でいきますと札幌市周辺で行われたふれあいツアーでございますけれども、本町からは1名出席をしております。それに対する助成を行っております。

それと3点目でございますけれども、独身後継者と女性との交流会、これは昨年初めてこの訓子府町農業担い手対策推進協議会の事業として行ったわけでございますけれども、札幌市内で本町から男性5名を引率いたしまして、札幌近郊の女性8名との交流会をやったというものでございます。

○議長（上原豊茂君） あと2分です。

○農業委員会事務局長（竹村治実君） 結果としては、現在1名の方が交際というか、続いているというふうな内容でございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） とにかく人もいろいろ、選択肢もいろいろあっていいと思う

んです。なぜ自治体にそういう窓口を設けたほうがいいかと言いますと、やはり信頼だと思うんですね、今もうとにかくインターネットの世界ではいろんなサイトがあります。もう本当にたくさんあるんですけど、やはりそういうことに一歩踏み出すことも、それをもっと前向きにですね、該当者がいなくても、とにかく前向きにうちの町はこういうことをやっている、他の町はやらなくてもうちの町はこういうことをやっているんだという胸を張って言えるような政策を望みたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（上原豊茂君） 西山議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労様でした。

散会 午後 4時11分